

障害児支援について

(平成31年3月7日厚生労働省障害保健福祉関係主管課長会議資料等から)

障害保健福祉関係主管課長会議資料
社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課
平成31年3月7日

●障害児支援について

1 就学前の障害児の発達支援の無償化について

満3歳になった後の最初の4月から小学校入学までの3年間を対象に、児童発達支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援及び保育所等訪問支援を行う事業並びに福祉型障害児入所施設及び医療型障害児入所施設の利用料を無償化する。

2 医療的ケア児等とその家族への支援施策について

医療的ケア児等総合支援事業において、身近な地域で実施する事業は市町村、人材育成や広域な支援が必要なものは都道府県で実施する等、地域の実情にあわせた支援の実施をお願いしたい。

3 医療的ケア児等医療情報共有事業について

患者情報を共有できるシステムを2020年度に運用開始できるようシステム改修を行っているところ。システム運用にあたり、医療的ケアが必要な児童等のいる家庭への周知依頼を予定しているため、その際にはご協力願いたい。

4 医療的ケア児等に関するホームページの創設

厚生労働省のHPに医療的ケア児とその家族に対する支援政策について、平成30年12月から新たにページを開設したので参考にされたい。

5 支援が必要な障害児等に対する防災体制について

市町村において、支援が必要な障害児を把握し配慮いただきたい。また日頃から、バッテリーや非常用電源の確保について確認を行い、災害時に備えるよう周知願いたい。災害発生等により避難所等で生活する障害児者とその家族の支援に当たっては、「避難所等で生活する障害児者への配慮事項等について」(平成30年7月10日事務連絡)を参考にされたい。

平成31年3月7日

2 就学前の障害児の発達支援の無償化について

（1）概要

「新しい経済政策パッケージ」（平成29年12月8日閣議決定）においては、「3歳から5歳までの全ての子供たちの幼稚園、保育所、認定こども園の費用を無償化する」とともに、「就学前の障害児の発達支援（いわゆる障害児通園施設）についても、併せて無償化を進めていく」とこととされており、2019年10月からの実施に向けて検討を進めてきたところである。【関連資料1】

就学前の障害児の発達支援の無償化の概要については以下のとおりであることから、10月から円滑に実施されるよう必要な予算計上等の対応をお願いするとともに、各都道府県においては、改めて管内の市町村等に対して周知徹底を図られたい。【関連資料2】

①対象期間

満3歳になった後の最初の4月から小学校入学までの3年間

②対象施設

- ・児童発達支援事業所
- ・医療型児童発達支援事業所
- ・居宅訪問型児童発達支援事業所
- ・保育所等訪問支援事業所
- ・福祉型障害児入所施設
- ・医療型障害児入所施設

※ 幼稚園、保育所又は認定こども園と上記対象施設における発達支援を併用する場合は、ともに無償化の対象となる。

※ 障害児入所支援を行う指定発達支援医療機関についても無償化の対象となる。

※ 基準該当児童発達支援事業所及び共生型の特例により指定を受けた児童発達支援事業所も無償化の対象となる。

※ 措置による場合も無償化の対象となる。

③財政措置

現行の障害児通所給付費、障害児入所給付費等と同様に、一般財源により対応することとなる。

また、「障害児入所給付費等国庫負担金」の算定に当たっては、障害児の発達支援の無償化に要する費用についても所要額に含めて交付申請を行うこととなる（国と地方の負担割合は、これまでと同様、障害児通所給付費：国1/2、都道府県1/4、市町村1/4、障害児入所給付費：国1/2、都道府県1/2）。

障害児の発達支援に係る閣議決定事項等

○新しい経済政策パッケージ（平成29年12月8日）（抄）

1. 幼児教育の無償化

（具体的な内容）

子育て世帯を応援し、社会保障を全世代型へ抜本的に変えるため、幼児教育の無償化を一気に加速する。広く国民が利用している3歳から5歳までの全ての子供達の幼稚園、保育所、認定こども園の費用を無償化する。なお、子ども・子育て支援新制度の対象とならない幼稚園については、公平性の観点から、同制度における利用者負担額を上限として無償化する。（略）

（実施時期）

こうした幼児教育の無償化については、消費税率引上げの時期との関係で増収額に合わせて、2019年4月から一部をスタートし、2020年4月から全面的に実施する。

また、就学前の障害児の発達支援（いわゆる「障害児通園施設」）についても、併せて無償化を進めていく。（略）

○経済財政運営と改革の基本方針2018（平成30年6月15日）（抄）

1. 人づくり革命の実現と拡大

（1）人材への投資

① 幼児教育の無償化

（略）

このほか、就学前の障害児の発達支援（いわゆる「障害児通園施設」）については、幼児教育の無償化と併せて無償化することが決定されているが、幼稚園、保育所及び認定こども園と障害児通園施設の両方を利用する場合は、両方とも無償化の対象とする。（略）

（実施時期）

無償化措置の対象を認可外保育施設にも広げることにより、地方自治体において、幼稚園の預かり保育や認可外保育施設の利用者に対する保育の必要性の認定に関する事務などが新たに生じることになることを踏まえ、無償化措置の実施時期については、2019年4月と2020年4月の段階的な実施ではなく、認可、認可外を問わず、3歳から5歳までの全ての子供及び0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子供について、2019年10月からの全面的な無償化措置の実施を目指す。

○幼児教育・高等教育無償化の制度の具体化に向けた方針（平成30年12月28日）（抄）

4. 就学前の障害児の発達支援

○ 就学前の障害児の発達支援についても、併せて無償化を進める。¹⁹ 具体的には、満3歳になった後の最初の4月から小学校入学までの3年間を対象に、児童発達支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援及び保育所等訪問支援を行う事業並びに福祉型障害児入所施設及び医療型障害児入所施設の利用料を無償化する。²⁰ また、幼稚園、保育所又は認定こども園とこれらの発達支援の両方を利用する場合は、ともに無償化の対象とする。

19 就学前の障害児の発達支援の無償化に係る財源については、現行の障害児福祉サービスの制度と同様、一般財源とする。また、初年度に要する周知費用やシステム改修費について全額国費で負担する。

20 障害児入所施設は、入所している障害児に対し、日常生活の指導や知識技能の付与など、通所型の児童発達支援と同様の支援を行っていることから対象に含める。

また、基準該当児童発達支援事業所及び共生型の特例により指定を受けた児童発達支援事業所も対象とする。

21 認可外保育施設等と併用した場合も同様（認可外保育施設等については上限額あり）。

- 68 -

資料31

就学前障害児の発達支援の無償化の対象となるサービスについて

無償化の対象となる就学前の障害児の発達支援の範囲については以下のとおり。

サービス内容

児童発達支援 (児童福祉法第6条の2の2)

未就学児に日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行う

医療型 児童発達支援 (児童福祉法第6条の2の2)

児童発達支援に加え、治療を行う

居宅訪問型 児童発達支援 (児童福祉法第6条の2の2)

重度の障害等により外出が著しく困難な障害児の居宅を訪問して発達支援を行う

保育所等 訪問支援 (児童福祉法第6条の2の2)

保育所、乳児院・児童養護施設等を訪問し、障害児に対して、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援などをを行う

福祉型障害児 入所施設 (児童福祉法第42条)

施設に入所している障害児に対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与を行う

医療型障害児 入所施設 (児童福祉法第42条)

施設に入所又は指定医療機関に入院している障害児に対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与並びに治療を行う

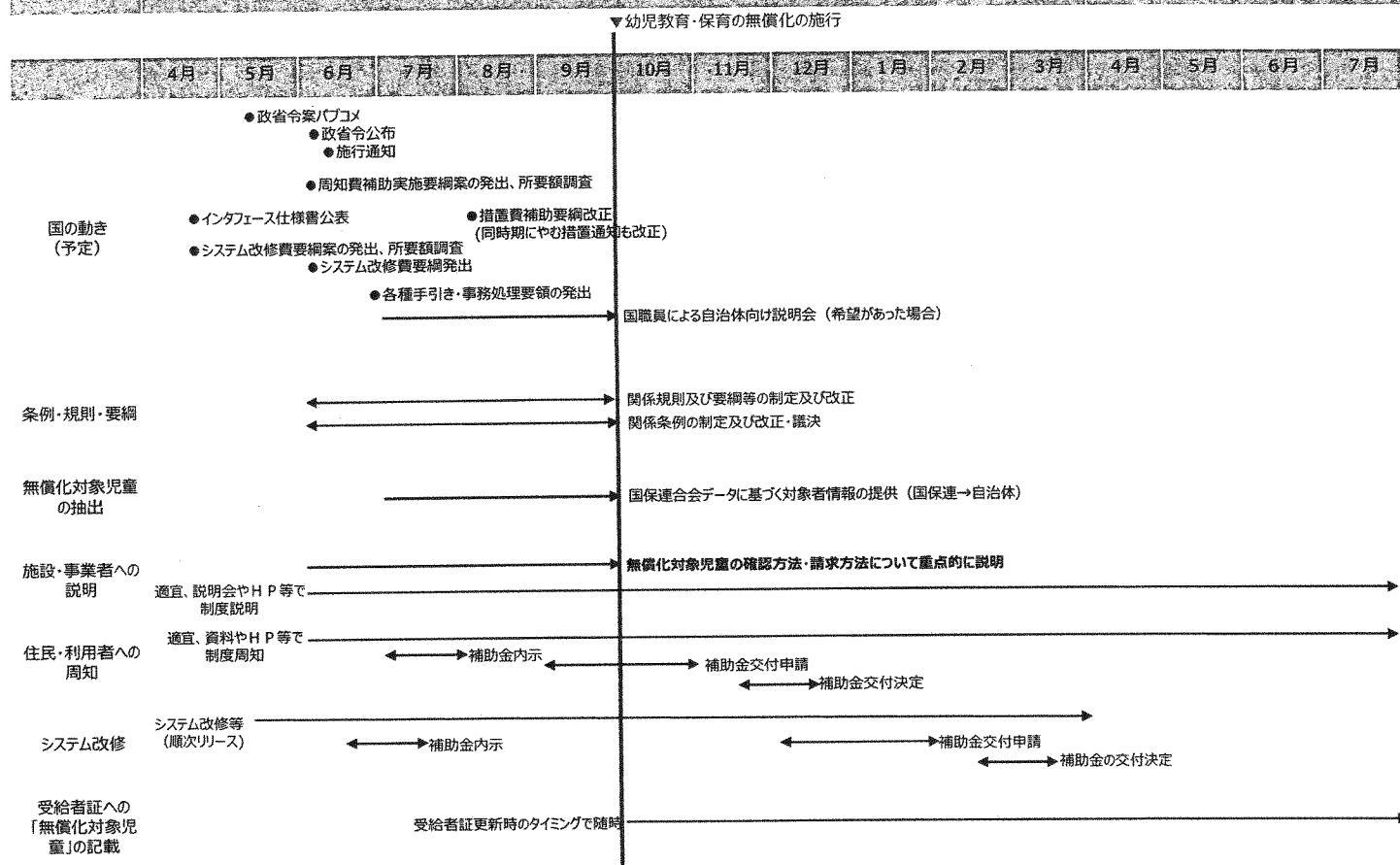
※1. 児童福祉法第21条の5の4における特例障害児通所給付費に係る利用者負担についても対象とし、通所特定費用（児童福祉法第21条の5の3）、入所特定費用（児童福祉法第24条の2）及び医療にかかる利用者負担を含めない。また、放課後等デイサービスについては、就学後の児童を対象としたものであるため無償化の対象とはならない。

※2. 医療型障害児入所施設には、指定発達支援医療機関を含む。

就学前障害児の発達支援の無償化実施に向けたスケジュールについて

2019(令和元)年度

2020(令和2)年度



就学前の障害児を支援するため、下記のサービスについては、
対象者の利用者負担を無料とします。

無料となるサービス

- ・児童発達支援
- ・医療型障害児童発達支援
- ・居宅訪問型児童発達支援
- ・保育所等訪問支援

対象となる子ども

無償化の対象となる期間には、
「満3歳になつて初めての4月1日から3年間」です。

(具体的な対象者の例)

時 期	対 象 者
2019年10月1日 ～2020年3月31日	誕生日が 2013年4月2日～2016年4月1日までの障害のある子ども
2020年4月1日 ～2021年3月31日	誕生日が 2014年4月2日～2017年4月1日までの障害のある子ども

※ 利用者負担以外の費用（医療費や、食費等の現在実費で負担しているもの）は引き続きお支払いいただくなっています。

※ 幼稚園、保育所、認定こども園などと、上記サービスの両方を利用する場合は、両方とも無償化の対象となります。

無償化にあたり、新たな手続きは必要ありません。

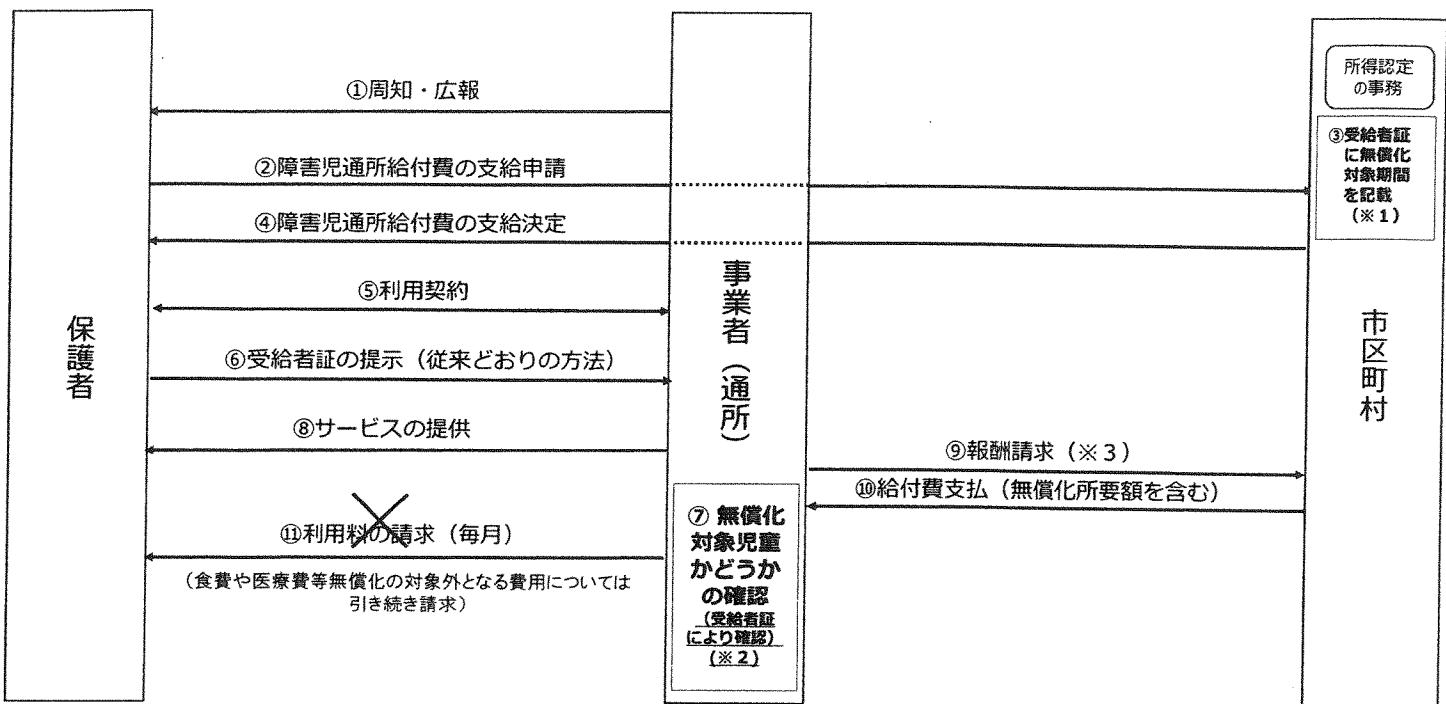
ご利用の障害児サービス事業所との間で、年齢を伝えるなどして無償化対象であることを事前にご確認ください。

問い合わせ先：〇〇部〇〇課

Tel: 03-XXXX-XXXX
Mail: ○○○○@○○.jp

(1) 障害児通所支援事業所(契約)の事務のフローについて(案)

検討中資料



- 72 -

(詳細説明)

【基本的な考え方】

- 現行の障害児通所給付費等の仕組みを活用した事務フローを想定。
(国民健康保険団体連合会(国保連)に審査支払事務を委託している市区町村が多い。)
- 既に支給決定を受け、サービスを利用している保護者については、今般の無償化による新たな手続は不要。

【主な事務の流れ(国保連委託の例)】

- 利用開始前々月 事業者: 自治体から提供されるポスター・リーフレット等を活用し、保護者に対し無償化について周知を実施
～前月頃迄 保護者: 市区町村に対し、障害児通所給付費の支給申請

- 利用開始前月頃迄 市区町村: 保護者に対し、障害児通所給付費の支給決定・受給者証に無償化対象期間を記載(※1)
(※1) 2019年10月時点において既に支給決定を受けている場合は、受給者証更新の際に順次記載する。
保護者: 事業者と利用契約締結

- 毎月 事業者: 障害児へサービスを提供・無償化対象児童かどうかの確認(受給者証により確認)(※2)
(※2) 2019年10月～2020年9月までの約1年間は、生年月日により確認することを想定。
○ 2019年10月～2020年3月まで…生年月日が、2013年4月2日から2016年4月1日までの児童が無償化の対象
○ 2020年4月～2020年9月まで…生年月日が、2014年4月2日から2017年4月1日までの児童が無償化の対象
以降は、受給者証に無償化対象期間が明記される。

- 毎翌月初旬頃 事業者: 保護者への利用料の請求 → 現物給付のため、保護者への利用料の請求手続は不要
※食費や医療費等無償化の対象外となる費用については引き続き請求

- 每翌月10日～ 翌々月20日頃迄 事業者: 国保連に障害児通所給付費等に係る請求書等を提出(国保連・市区町村による審査あり)
(※3) 無償化対象児童の場合、無償化所要額も含めて請求を行う。

- 国保連: 市区町村へ障害児通所給付費を請求
市区町村: 国保連を通じて、事業者へ障害児通所給付費を支払

児童福祉法施行令の一部を改正する政令案について（概要）

1. 改正の趣旨

幼児期の教育・保育的重要性に鑑み、子どもの保護者の経済的負担を軽減する観点から、「新しい経済政策パッケージ」（平成 29 年 12 月 8 日閣議決定）及び「経済財政運営と改革の基本方針 2018」（平成 30 年 6 月 15 日閣議決定）において、消費税率引上げの時期に合わせて令和元年 10 月から、3 歳から 5 歳までの全ての子どもの幼児教育・保育の費用の無償化に併せて、就学前の障害児の収達支援に係る費用を無償化することとした。

さらに、「幼児教育・高等教育無償化の制度の具体化に向けた方針」（平成 30 年 12 月 28 日閣議閣僚会合意）においては、放課後等ディサービスを除く全ての障害児通所支援事業（児童発達支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援及び保育所等訪問支援を行う事業）並びに福祉型障害児入所施設及び療型障害児入所施設の利用料を無償化する方針が示された。

本政令案は、これらの方針を実現するため、所要の改正を行ふものである。

2. 改正の内容

（1）児童福祉法施行令の一部改正

- 障害児通所支援負担上限月額等又は障害児入所支援負担上限月額（以下「負担上限月額」という。）を定める規定（児童福祉法施行令（昭和 23 年政令第 74 号）第 24 条、第 25 条の 2 及び第 27 条の 2）において、通所給付決定保育者又は入所給付決定保育者（以下「保護者」という。）が今般の就学前の障害児の発達支援の無償化の対象となる 3 歳から 5 歳までの通所給付決定又は入所給付決定に係る障害児（以下それぞれ「無償化対象通所児童」又は「無償化対象入所児童」という。）を養育している場合の負担上限月額の考え方について、新たに規定する。
 - ・ 無償化対象通所児童又は無償化対象入所児童のみを養育する保護者については、負担上限月額を 0 円とすること。
 - ・ 小学校就学前児童を複数養育する通所給付決定保育者又は市町村民税所得割合算額が 77,101 円未満の世帯であつて負担額算定基準者を複数養育する通所給付決定保育者については、一定の要件を満たす児童の指定通所支援に係る費用に 100 分の 10 又は 100 分の 5 を乗じて算出した額を合算した額を障害児通所支援負担上限月額等として算定すること。
 - ・ 上記のいずれにも該当しない無償化対象通所児童又は無償化対象入所児童を養育する保護者の負担上限月額については、無償化対象通所児童又は無償化対象入所児童のいずれにも該当しない児童の指定通所支援

基準該当通所支援又は指定入所支援（以下「指定通所支援等」といいます。）に係る費用にのみ 100 分の 10 を乗じて算出した額を負担上限月額とすること。

○ その他所要の改正を行う。

（2）経過措置

- 無償化対象通所児童又は無償化対象入所児童の指定通所支援等に係る費用の無償化は、この政令の施行日以後に行われる指定通所支援等について適用し、同日前に行われた指定通所支援等については、なお従前の例によることとする。

3. 根拠法令

- 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 21 条の 5 の 3 第 2 項第 2 号、第 21 条の 5 の 4 第 3 項、第 21 条の 5 の 12 第 2 項、第 24 条の 2 第 2 項及び第 24 条の 6 第 2 項

4. 公布日等

- 公布日：令和元年 5 月下旬（予定）

- 施行日：令和元年 10 月 1 日

児童福祉法施行規則及び障害児通所給付費等の請求に関する省令

の一部を改正する省令案について（概要）

1. 趣旨

就学前の障害児の発達支援の無償化に当たり、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号。以下「児福則」という。）及び障害児通所給付費等の請求に関する省令（平成18年厚生労働省令第179号。以下「請求省令」という。）について、所要の改正を行うもの。

2. 概要

- 児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号。以下「令」という。）の一部改正により、通所給付決定保護者が今般の就学前の障害児の発達支援の無償化に係る費用の対象となる通所給付決定又は入所給付決定に係る障害児（以下「無償化対象通所児童等」という。）を養育している場合の障害児通所支援負担上限月額等又は障害児入所支援負担上限月額の考え方について、新たに規定することとしている。
- これにより、無償化対象通所児童等がいる期間としない期間とでは、当該通所給付決定保護者又は入所給付決定保護者に係る障害児通所支援負担上限月額等又は障害児入所支援負担上限月額は異なることになる。
- このことについて、児福則において、市町村又は都道府県は、障害児通所支援負担上限月額、障害児入所支援負担上限月額等に変更があったときには通所給付決定保護者又は入所給付決定保護者に通知しなければならないとされているところ、今般の就学前の障害児の児童発達支援の無償化は、令の改正により障害児通所支援負担上限月額等又は障害児入所支援負担上限月額を一律に変更するものであり、通知を不要とする改正を行う。ただし、通所給付決定保護者又は入所給付決定保護者から通知の求めがある場合は、この限りでないこととする。
- 令の一部改正により、入所給付決定保護者の児童に準ずる者について厚生労働省令で定める旨新たに規定することに伴い、入所給付決定保護者の児童に準ずる者について、入所給付決定保護者と生計を一にする者であって、当該入所給付決定保護者の児童であったもの又は当該入所給付決定保護者若しくはその配偶者の直系卑属であることとする旨の規定を新設する。
- 請求省令の様式第二について、「利用者負担上限月額①」の欄には、無償化対象通所児童等に係る請求の場合であっても無償化対象期間外と同様に市町村民税所得割の額に基づく利用者負担上限月額を記載するよう、欄外に明記する。
- その他所要の改正を行う。

3. 相関法令

令第24条、第25条の2、第27条の2及び第34条

13 障害児支援について

(4) 支援が必要な障害児等に対する防災体制について

13 災害対策基本法に基づき、市町村長は、当該市町村に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要するもの（以下「避難行動要支援者」という。）の把握に努めることとされており、また、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎となる名簿（以下「避難行動要支援者名簿」という。）の作成が義務付けられている。市町村において、支援が必要な障害児（医療的ケア児、重症心身障害児を含む）等を把握し、避難行動要支援者として支援対象から離れることのないように配慮したいたい。

(5) 障害児入所施設の在り方にに関する検討会について

（1）医療的ケア児等とその家族への支援施策について

平成31年度予算案においては、從来実施していた「医療的ケア児等コーディネーター養成研修等事業」、「医療的ケア児支援促進モデル事業」等を組み替え、「医療的ケア児とその家族へ適切な支援を届ける医療的ケア児コーディネーターの配置や地方自治体における協議の場の設置など地方自治体の支援体制の充実を図ることとともに、医療的ケア児とその家族の日中の居場所作りや活動の支援を総合的に実施する「医療的ケア児等総合支援事業」を創設した。

本事業は、都道府県及び市町村を実施主体としており、隣接的な地域で実施する事業は市町村、人材育成や広域的な支援が必要なものは都道府県で実施する等、地域の実情にあわせた支援の実施をお願いしたい。【関連資料1】

(2) 医療的ケア児等医療情報共有事業について

医療的ケアが必要な児童等が救急時や、予想外の災害、事故に遭遇した際に、医師が迅速に必要な患者情報を共有できるようにするためのシステムを2020年度に運用開始できるよう、厚生労働省においてシステムの改修を行つてあるところ。
システムの運用に当たっては、各地方自治体で把握している医療的ケアが必要な児童等のいる家庭への周知依頼を予定しているため、その際には協力をお願いしたい。【関連資料2】

(3) 医療的ケア児等に関するホームページの創設

厚生労働省のHPに、医療的ケア児とその家族に対する支援政策について、平成30年12月から新たに厚生労働省内の関係部局、関係府省の施策等を横断的に紹介するページを開設した。

本HPには、地方自治体における医療的ケア児のための保健・医療・福祉・教育等の関係機関の協議の場の設置状況や支援のための取組等についても掲載しているので参考にされたい。
今後、より多くの情報を探していただく予定である。【関連資料3】

（掲載場所）
ホームページ政策について、分野別の政策一覧（）福社・介護・障害者福祉
医療的ケア児等とその家族に対する支援施策

(5) 障害児入所施設について

職害児入所施設については、平成24年の児童福祉法改正時に「福祉型」、「医療型」に再編され、平成26年の障害児支援の在り方に開催する検討会において施設の機能等について一定の整理がなされたところ。
こうした状況を踏まえつつ、現在の障害児福祉施設や社会的養護施設等の動向、さらには障害児入所施設の在り方に開催する検討会を開催した。本検討会は本年12月頃までに取りまとめを予定しており、都道府県、指定都市、児童相談所設置市におかれては、議論の実施に向けた調査等への協力をお願いする。

なお、福祉型障害児入所施設について、引き続き対応をお願いする。【関連資料4】

(6) 放課後等デイサービスの運用改善に向けた取組について

放課後等デイサービスの運用状況については、平成30年11月14日付け事務連絡「放課後等デイサービスの運用改善に向けた取組」に係るフォローアップ等

について」において、調査にご協力いただいたところ。
本調査の結果については、平成30年12月27日付け事務連絡「放課後等ディサ
ービスの運用改善に向けた取組」においてお知らせしている通りであるので、引
き続き、放課後等ディサーービスの適切な運営の推進をお願いする。【関連資料5】

(7) 障害児通所支援センターにおける迅速な支給決定について

市区町村が実施する障害児通所支援の給付事務については、事務マニュアル「障
害児通所給付費に係る通所給付決定事務等について」に基づき、申請に係る児童
が給付の対象となる障害児であるかどうかを確認を行っているところ。
市区町村の事務の実施にあたっては、サービスを必要とする障害児に適切かつ
速やかに給付決定が行われることが重要であることを踏まえ、昨年、「障害児通
所給付費に係る通所給付決定事務等について」に基づく障害の有無の確認につい
て」(平成30年11月15日付け事務連絡)を発出したところ。都道府県におかれ
ては、管内市区町村において引き続き地域のニーズに応じた柔軟な対応にご配慮
いただけるようお願いする。【関連資料6】

(8) 障害児通所支援事業所における緊急時の対応について

野田市の児童虐待による死亡事案を受け、「学校、保育所、認定こども園及び
認可外保育施設等から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について」(平
成31年2月28日付け内閣府子ども・子育て本部統括官・文部科学省初等中等教
育局長・厚生労働省子ども家庭局長・社会・援護局障害保健福祉部長通知)及び
「児童虐待防止対策に係る学校等・教育委員会等と市町村・児童相談所との連携
の強化について」(平成31年2月28日付け内閣府子ども・子育て本部統括官・
文部科学省初等中等教育局長・厚生労働省子ども家庭局長・社会・援護局障害保
健福祉部長通知)が発出され、市町村又は児童相談所への児童虐待防止に係る資
料及び情報の提供を行う施設について、障害児通所支援事業所(児童発達支援事
業所等)も対象とされたところ。

また、障害児通所支援事業所における利用頻度が低い幼児児童生徒等、または
利用が不定期である幼児児童生徒等の取扱いについて、「障害児通所支援事業
所における緊急時の対応について」(平成31年2月28日付け厚生労働省社会・
援護局障害保健福祉部障害児通所支援事業連絡)においてお示ししている。

都道府県におかれでは、管内市町村及び市町村管内の障害児通所支援事業所に、そ
れぞれ周知をお願いする。【関連資料7】

(案)

障 疣 治 痘 第 三 号
平 成 三 年 月 日

都道府県知事 殿
各指定都市市長
各中核市市長

厚生労働省社会・援護局長
障害保健福祉部長
(公印省略)

医療的ケア児等総合支援事業の実施について

医療技術の進歩等を背景に医療的ケアが必要な児童は増加傾向にあります
が、地域においては、医療的ケア児を支援できる環境が整備されていないところが未だ多くあります。このため、地域において医療的ケア児等の受け入れが足りない状況にありま
す。これが可能となる体制を整備し、医療的ケア児等との家族の地域生活支援の向上を図ること
を目的として、今般、別紙のとおり「医療的ケア児等総合支援事業」を新たに定め、平成
31年4月1日から実施することとしたところ。
貴職においては、御了知の上、管内市区町村等に対し、本事業について周知及び事業の促
進を図っていただく等、特段の配慮をお願いします。

ア児等への支援に従事出来る者を養成する者を「医療的ケア児等支援者養成研修」という。) を実施すること。

また、医療的ケア児等の支援経験がない障害児通所支援事業所等の職員に対して、
喀痰吸引等研修(社会福祉士及び介護福祉士法第4条第2項の喀痰吸引等研修をいう。)

1 事業の目的

医療的ケア児等総合支援事業は、人工呼吸器を装着している児童その他の日常生活を當むために医療を要する状態にある児童や重症心身障害児(以下「医療的ケア児等」という。) の地域における受け入れが促進されるよう、地方自治体の体制を行い、医療的ケア児等の地域生活支援の向上を図ることを目的とする。

2 実施主体

この事業の実施主体は、都道府県及び市町村(特別区を含む。)(以下「都道府県等」という。)とする。なお、都道府県等は、事業の全部又は一部について、適切に事業を実施できると認めた者(以下「委託先」という。)に委託することができるものとする。この場合において、都道府県等は、委託先との連携を密にし、事業に取り組むとともに、委託先から定期的な報告を求めるものとする。

3 事業の対象

都道府県等が支援を必要と認めた医療的ケア児等及びその家族

4 事業の内容

医療的ケア児等の支援体制を整備するため、次の(1)～(5)の事業のうち、いかかの事業について取組を取り組がこども可能とする。
(1) 医療的ケア児等の協議の場の設置
地域において、医療的ケア児等の支援に携わる保健、医療、福祉、教育、子育て等の各分野の関係機関及び当事者団体等から構成される協議の場(以下「協議の場」という。)を設置する。協議の場においては、地域の現状把握、分析、連絡調整、支援内容等、地域全体の医療的ケア児等とその家族が直面する課題及びその対応策の検討を行うこと。

(2) 医療的ケア児等支援者養成研修の実施

医療的ケア児等の支援を総合調整する者(以下「医療的ケア児等コーディネーター」という。)の養成(以下「医療的ケア児等コーディネーター養成研修」という。)や地域の障害児通所支援事業所、保育所、放課後児童クラブ及び学校等において医療的ケ

5 留意事項
(1) 4に掲げる事業はすべて都道府県及び市町村で実施可能であるが、事業の性質を鑑み都道府県と市町村で役割分担を行い実施することが望ましい。

(3) 医療的ケア児等コーディネーターの配置
医療的ケア児等が抱える課題は、多分野にわたっており必要なサービスも多岐にわたっている。医療的ケア児等コーディネーターは、保健、医療、福祉、子育て、教育等の必要なサービスを総合的に調整し、医療的ケア児等とその家族に対しサービスを紹介するとともに、関係機関と医療的ケア児等とその家族をつなぐこと。

(4) 併行通園の促進
障害児通所支援事業所に通所する医療的ケア児等について、保育所、幼稚園、認定こども園及び放課後児童クラブ(以下「保育所等」という。)との併行通園を実施するため、障害児通所支援事業書所は、保育所等との調整や事前準備及び保育所等に対するバックアップを行う。

(5) 医療的ケア児等とその家族への支援
医療的ケア児等とその家族が日中に安心して過ごせる場所の提供や開拓など居場所作り等の支援を行う。例えば、以下のようないことが想定される。

- ・家族の負担を軽減するための看護職員の派遣。
- ・家族のレスパイドの時間を確保するための医療的ケア児を看護できる体制の構築。
- ・医療的ケア児のきょうだい児(以下「きょうだい児」という。)への課題を把握し、きょうだい児の自己肯定感を高める支援の実施。
- ・短期入所における療育機能を強化するための保育士等の派遣。
- ・障害児サービス等における看護職員配置の基準に達しない障害児通所支援事業所へ看護職員の配置。
- ・災害時の医療的ケア児等とその家族への支援における対応マニュアルの作成。
- ・その他、医療的ケア児等とその家族が直面する課題に対する、支援の実施。

(2) 医療的ケア児等の協議の場の設置については、地域の子ども・子育て会議や障害者総合支援法第 89 条の 3 における協議会等、既存の協議会等を活用することも可能である。

(3) ①医療的ケア児等コーディネーター養成研修及び医療的ケア児等支援者養成研修（以下「研修」という。）について、平成 26 年度厚生労働省障害者総合福祉推進事業「在宅重症心身障害児童を支援するための人材育成プログラム開発事業」及び平成 27 年度厚生労働科学研究費補助金「重症心身障害者の支援者・コーディネーター養成研修プログラムと普及に関する研究」において開発した研修プログラムの内容以上のものとすること。

研修の内容については、裏地研修や施設見学を含めることが望ましい。

②都道府県等は、研修を修了した者については、修了証書を交付し、修了証書番号、修了年月日、指名、連絡先等の必要事項を記載した名簿を作成し、個人情報に十分な注意を払った上で管理するものとする。

③医療的ケア児等コーディネーターは、市町村など医療的ケア児童との家族が相談しやすい場所に配置すること。

④併行通園を行う医療的ケア児を受け入れる保育所等に対しては、障害児通所支援事業所から保護者の同意を得た上で、当該医療的ケア児等の情報共有を行うこと。

また、都道府県等においても、障害福祉担当と子育て支援担当等の関係者における情報共有を行うこと。

⑤医療的ケア児等とその家族への支援については、地域に障害福祉等サービスを提供する事業者がいるなど、医療的ケア児童等とその家族が孤立している場合がある。

この場合には、都道府県等において積極的に本事業を活用し、医療的ケア児等との家族に支援を届けること。

6 個人情報の保護

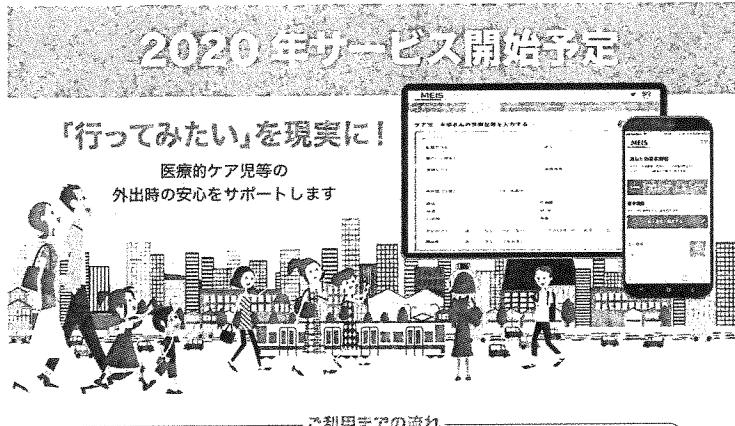
事業に携わる者は、事業により知り得た個人情報等を漏らしてはならないものとする。また、事業終了後及びその職を退いた後も同様とする。

なお、上記 4 に定める事業を実施する都道府県等が、事業の全部又は一部を委託する場合は、個人情報の保護を十分に遵守させるよう指導しなければならない。

7 経費の補助

国は、本事業の対象経費について、別に定める交付要綱に基づき、予算の範囲内で補助するものとする。
ただし、次に掲げる事業及び費用については、交付の対象とならない。
ア 当該事業で実施を予定している事業にかかる費用のうち、交付税措置

2020年サービス開始元年



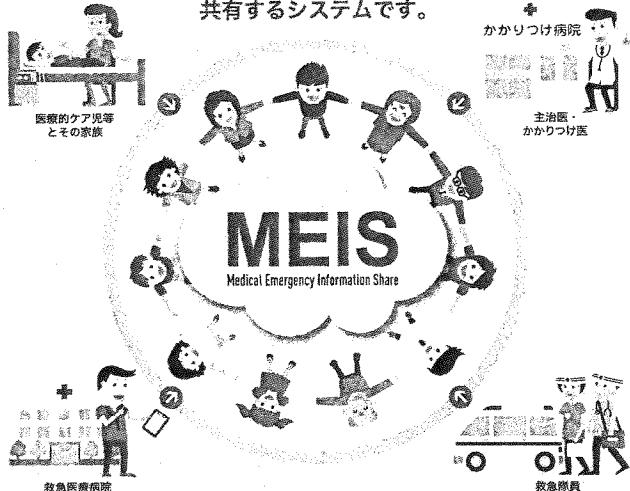
「行ってみたい」を現実に！

医療的ケア児等の外出時の安心をサポートします

医療的ケア児等医療情報共有システム

Medical Emergency Information Share

全国どこでも必要な医療を受けられるよう、医療的ケア児等の症状や診察記録を共有するシステムです。



ご利用までの流れ

2019年1月～3月

事前登録

「医療的ケア児等医療情報共有システム」(以下「MEIS」)のご連絡をお持ちいただいた方に、厚生労働省より今後の案内等を差し上げるためにご連絡先(メールアドレス等)を登録いただきます。

2019年3月

確認メールの送付

事前登録をいただいた方のご連絡先メールアドレスにて、厚生労働省よりお名前を乗ったご連絡先ご確認メールをお送りいたします。

2019年度中

プレ運用開始

MEISのプレ運用開始時に、事前登録をいただいた方のご連絡先メールアドレスに、厚生労働省よりプレ運用開始のご案内を差し上げます。MEISのご利用をお試しいただき、ご意見等をご提供ください。

2020年度中

本格運用開始

MEISの本格運用開始時に、事前登録をいただいた方、およびプレ運用に利用中の方々のご連絡先メールアドレスにて、厚生労働省よりご案内を差し上げます。ぜひMEISをご活用下さい。

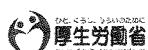
-233-



詳細ページに今すぐアクセス！
PCからのアクセスはどちらかのURLよりお選びください。

<https://www.pci-sol.com/meis/>

*把握部門の詳しく述べは、おつりきり方掲載部にて承ります。



主なサービスメニュー

基本情報
ケア情報
登録

診察記録
登録

診察記録
参照

救急時情報
参照

掲示板

- 新規登録機能
- 登録情報変更機能
- 許可した相手からの参照機能

- 新規登録機能
- 登録情報変更機能
- 許可した相手からの参照機能

- 許可した相手からの参照機能

- 通所支援事業所や学校等の関係者との情報共有掲示板

※今後検討

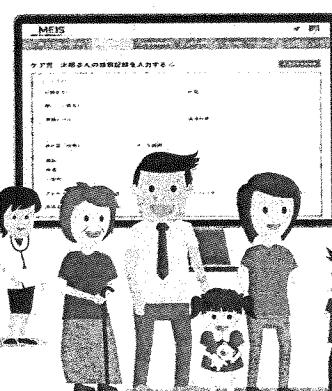


関連資料2

医療的ケア児等医療情報共有システム Medical Emergency Information Share

医療的ケア児等が旅行などで出かける場合、家族は急な発作に備えて外出先周辺の病院の情報を集めたり、本人の医療データを持ち歩いたりしなければいけませんでした。

全国どこでも必要な医療を受けられるように、かかりつけの病院以外에서도医療等に関する情報を共有したい、そんなご要望におこたえるのが、「医療的ケア児等医療情報共有システムMEIS(メイス)」です。



本人やご家族、またかかりつけ医が、医療等に関する情報を手元のスマホで入力して、データベース化。

もしも外出先でも救急搬送された場合は、救急隊員や搬送先の医療機関がスマホやパソコンを利用する等の方法で情報を閲覧できるようになります。

平 時

本人情報・診察記録の
入力・参照

診察記録の
承認・参照

本人情報・診察記録の
参照

本人情報・診察記録の
参照

急性期・短期入所等

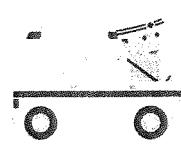
本人情報・診察記録の
参照・入力



医療的ケア児等とその家族



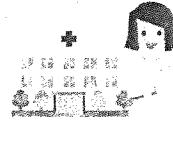
主治医・かかりつけ医



救急隊員



救急医療病院



転院先医療機関

安心して
出かけられるよ！

ご家族が旅行に
行けでうれしい！

搬送中に救急病院に
情報を伝えられるよ！

必要な情報が
すぐにわかったよ！

ケア情報が
わかってうれしい！

厚生労働省ホームページ 医ケア児とその家族に対する支援策について

「厚生労働省のHPに、医ケア児とその家族に対する支援策について、省内関係部局、他省庁の施策等を横断的に紹介するページを開設し、情報発信。

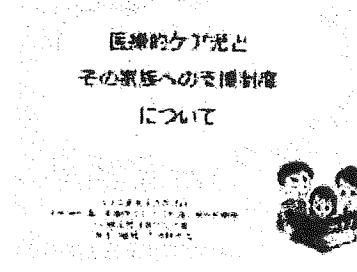
(位置情報)

ホーム>政策について>分野別の政策一覧>福祉・介護>障害者福祉>
医療的ケア児等とその家族に対する支援施策

【掲載情報】

医療的ケア児に関する以下の情報がご覧になれます。

- 関係省庁及び自治体等の施策情報
- 担当者会議(資料、動画)
- 調査研究報告書 等



医療的ケア児等に対する支援制度を厚生労働省、文部科学省の関係部局で連携してマップとしてまとめたもの

医療的
ケア児等

障害児入所施設の在り方に関する検討会について

1 趣旨(要旨)

障害児入所施設については、平成24年の児童福祉法改正時に「福祉型」、「医療型」に再編され、平成26年の障害児支援の在り方に関する検討会において施設の機能等について一定の整理がなされたところである。

こうした状況を踏まえつつ、現在の障害福祉施策や社会的養護施設等の動向、さらには障害児入所施設の実態を考慮しつつ、障害児入所施設の在り方に関する検討を行う。

2 検討事項

- (1)障害児入所施設の在り方について
- (2)その他

3 構成等

- (1)本検討会は、社会・援護局障害保健福祉部長による検討会とし、社会・援護局障害保健福祉部長が開催する。
- (2)本検討会の下部に、福祉型障害児入所施設WG及び医療型障害児入所施設WGを設置する。
- (3)構成員(別添1)

4 スケジュール(別添2)

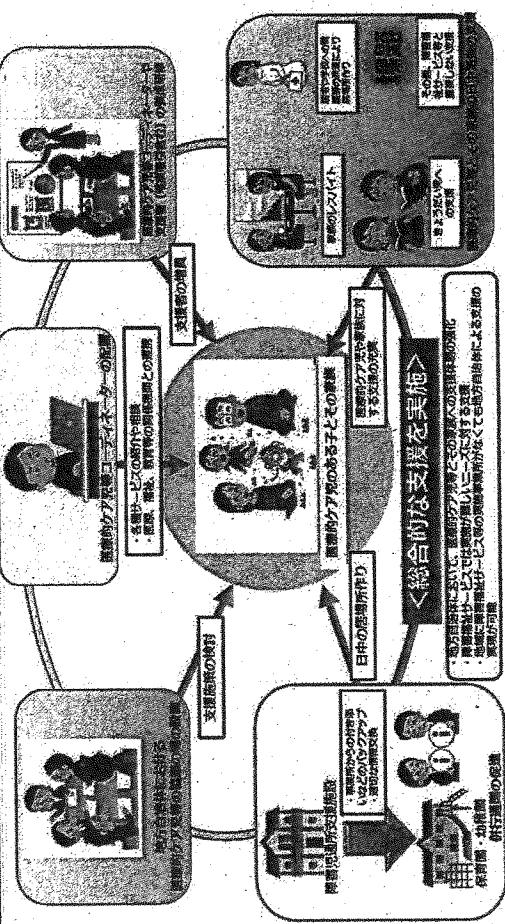
医療的
ケア児等

医療的ケア児等総合支援事業（地域生活支援事業）

【実施内容】医療的ケア児等の家族へ適切な支援を続ける医療的ケアコーディネーターの配置や地方自治体における協議の場の整備など地方自治体が実施するもの。医療的ケア児等の実態の把握や支援の実施に係る協議の実現である。

【実施主体】都道府県、市町村

【予算額】地域生活支援事業 1,385万円



「医療的ケア児等コーディネーター養成研修の受講者」(厚生労働省)により抜粋

医療的ケア児等コーディネーター養成研修の受講者

「医療的ケア児等コーディネーター」は、医療的ケア児等の支援を総合的に調整する役割。研修受講者は種別に相談支援専門員、保健師、訪問看護師等を想定。(※「医療的ケア児等に詳しい相談支援専門員」を養成する研修ではありません。)

医療的ケア児等コーディネーターに求められる資質と役割

「医療的ケア児等に対する専門的な知識と経験に基づいて、支援に関わる関係機関との連携(他職種連携)を図り、とりわけ本人の健康を維持しつつ、生活の場に他職種が包括的に関わり続けることのできる生活支援システム構築のための木キーパーソンとしての役割

- ①医療的ケア児等に関する専門的な知識と経験の蓄積
- ②多職種連携を実現するための水平関係(パートナーシップ)の構築力
- ③本人を中心支援と自立支援を継続していくための家族との信頼関係づくり
- ④医療的ケア児等の相談支援業務(基本相談、計画相談、リードワーク)
- ⑤本人のサービス等利用計画(障害児支援利用計画)を作成する相談支援専門員等へのサービス、リスクマネジメント
- ⑥地域に必要な資源等の改善、開発に向けたの実践力

平成31年度 医療的ケア児等支援に係る当初予算

(障害者支援課)

事業内容	事業名	事業の概要	予算額(千円)
1 趨向	○ 児童福祉法の改正を踏まえ、医療的ケア児及びその家族への支援体制を強化 ○ 在宅で安心して医療的ケア児が生活できる環境を整備し、親子ともに社会参加できる共生社会を実現		
2 事業内容			
① 医療的ケア児等福祉サービス導入促進事業	・ レンタル機能を担う医療型短期入所事業の拡大のため、看護師の加配等による経費を補助	18,797	
② 児童発達支援センター設置促進事業	・ 医療型短期入所の受入までに行う状態把握等に要する経費を補助 ・ 医療的ケア児への相談支援を行った場合の相談支援事業所への加算 (府1／2、市町村1／2)	3,000	
③ 医療的ケア児等コーディネーター養成事業	・ センター認可基準を満たすために必要な設備(調理室等)整備への助成 (府1／2、市町村1／2)	2,034	
予算額	23,831千円	(国庫10,415千円、一般財源13,416千円)	

障害児入所施設の在り方に関する検討会構成員について

	構成員名	所属
	相澤 仁	大分大学福祉健康科学部 教授
	原口 英之	国立精神・神経医療研究センター精神保健研究所 児童・予防精神医学研究部 研究生
座長	宮野前 健	国立病院機構南京都病院 小児科・院長
	青木 建	国立武藏野学院 院長
	柏女 雪峰	淑徳大学総合福祉学部 教授
	米山 明	心身障害児総合医療教育センター 外来療育部長
	朝貝 芳美	全国肢体不自由児施設運営協議会 会長
	石橋 吉幸	全国肢体不自由児者父母の会連合会 副会長
	水津 正紀	全国重症心身障害児(者)を守る会 会長代行
	小出 隆司	全国手をつなぐ育成会連合会 副会長
	濱崎 久美子	全国盲ろう聾聴児施設協議会 事務局長
	鈴木 香奈子	東京都立川児童相談所 所長
	有村 大士	日本社会事業大学社会福祉学部 准教授
	市川 宏伸	日本自閉症協会 会長
	木実谷 哲史	日本重症心身障害福祉協議会 理事長
副座長	北川 駿子	日本知的障害者福祉協会 児童発達支援部会部会長
	森岡 賢治	三重県子ども・福祉部 障がい福祉課 課長
	菊池 紀彦	三重大学教育学部 教授
	田村 和宏	立命館大学産業社会学部 教授

福祉型障害児入所施設WG構成員

	構成員名	所属
	相澤 仁	大分大学福祉健康科学部 教授
	原口 英之	国立精神・神経医療研究センター精神保健研究所 児童・予防精神医学研究部 研究生
主幹	青木 建	国立武藏野学院 院長
	柏女 雪峰	淑徳大学総合福祉学部 教授
	米山 明	心身障害児総合医療教育センター 外来療育部長
	佐々木 桃子	全国手をつなぐ育成会連合会 副会長
	小出 隆司	全国手をつなぐ育成会連合会 副会長
	濱崎 久美子	全国盲ろう聾聴児施設協議会 事務局長
	藤井 隆	全国盲ろう聾聴児施設協議会
	市川 宏伸	日本自閉症協会 会長
	今井 志	日本自閉症協会 副会長
	遠藤 光博	日本知的障害者福祉協会児童発達支援部会 委員
副幹	北川 駿子	日本知的障害者福祉協会児童発達支援部会 部会長

医療型障害児入所施設WG構成員

	構成員名	所属
副幹	宮野前 健	国立病院機構南京都病院 小児科・院長
	朝貝 芳美	全国肢体不自由児施設運営協議会 会長
	小崎 康介	全国肢体不自由児施設運営協議会 副会長
	石橋 吉幸	全国肢体不自由児者父母の会連合会 副会長
	植松 潤治	全国肢体不自由児者父母の会連合会 副会長
	宇佐美 岩夫	全国重症心身障害児(者)を守る会 常務理事
	水津 正紀	全国重症心身障害児(者)を守る会 会長代行
	有村 大士	日本社会事業大学社会福祉学部 准教授
	木実谷 哲史	日本重症心身障害福祉協議会 理事長
	生田目 昭彦	日本重症心身障害福祉協議会 協会員
幹	菊池 紀彦	三重大学教育学部 教授
	田村 和宏	立命館大学産業社会学部 教授

障害児入所施設の在り方に関する検討会スケジュール(案)

別添2

開催月	本委員会	WG	議題	
2月	1		検討会の進め方等について	
3月	2		ヒアリング	
4月	3		ヒアリング	
5月	4		ヒアリング 課題の整理	
		福 医	福祉型	医療型
6月		1 1	福祉型入所施設の課題等について	医療型入所施設の課題等について
		2	同上	
7月		3 2	同上	同上
8月	5		中間報告	
9月		4 3	福祉型入所施設の課題等について	医療型入所施設の課題等について
10月		5 4	同上	同上
11月	6		取りまとめに向けた議論	
12月	7		取りまとめ	

※現時点の案であり、今後、変更がありうる。

障害児入所支援の概要

- 平成23年度まで各障害別に分かれていた障害児入所施設については、平成24年度から「障害児入所施設」として一元化し、重複障害等への対応の強化を図るとともに、自立に向けた計画的な支援を提供。
- 従来の事業形態等を踏まえて、①福祉型障害児入所施設、②医療を併せて提供する医療型障害児入所施設の2類型。

1. 対象者

- ・ 身体に障害のある児童、知的障害のある児童又は精神に障害のある児童(発達障害児を含む)
 - * 手帳の有無は問わず、児童相談所、医師等により療育の必要性が認められた児童も対象
 - * 3障害対応を原則とするが、障害の特性に応じた支援の提供も可能(ただし、医療型の対象は、知的障害児、肢体不自由児、重症心身障害児)

2. 様々な障害や重複障害等に対応

- ・ 「障害児入所施設」として一元化される前の障害種別の施設と同等の支援を確保するとともに、主たる対象とする障害児以外の障害児を受け入れた場合に、その障害に応じた適切な支援を提供。
- ・ 18歳以上の障害児施設入所者は、障害者施策(障害者総合支援法の障害福祉サービス)で対応することを踏まえ、自立(地域生活への移行等)を目指した支援を提供。

3. 18歳以上の障害児施設入所者への対応

- ・ 障害者総合支援法の障害福祉サービスにより年齢に応じた適切な支援を提供。
 - * 引き続き、入所支援を受けなければその福祉を損なうおそれがあると認めるときは、満20歳に達するまで利用することが可能。

関連資料 5

放課後等デイサービスの運用状況について

平成 30 年 12 月 27 日
厚生労働省社会・保護局障害保健福祉部
障害福祉課障害児・発達障害者支援室

各 指 定 都 市 県 陸 寶 児 支 援 相 諮 所 設 置 市
事 務 連 絡
平成 30 年 12 月 27 日

(調査の経緯)

平成 30 年度の障害相談改定に伴う放課後等デイサービスの運営状況について、本年 5 月に実施した「平成 30 年度放課後等デイサービス事業の報酬改定等に係る事業所影響調査」により、特に支援を必要とする児童を 50% 以上受け入れている「新翻区分 1」に分類された事業所の割合について、自治体間のバラツキがあることが明らかになった。
こうしたことから、厚生労働省では、平成 30 年 7 月 26 日に事務連絡を发出し、「保護者等からの聴き取りを行うことなく書面のみで判定を行った児童」等について、新指標に基づく再判定等を実施するよう、全国の都道府県・指定都市に依頼したところ。

今般、こうした取組を受けた放課後等デイサービスの運用状況を把握するため、全国の都道府県・指定都市を通じて、平成 30 年 10 月 1 日現在の管内放課後等デイサービスの状況について調査を実施した。(全都道府県・指定都市から回答済み)

(調査結果)

1. 事業所数の推移等について

事業所数 (平成 30 年 1 月末現在)	新設届出事業所 (平成 30 年 5 月 - 9 月末)	廃止・休止届出事業所 (平成 30 年 1 月 - 3 月末)	事業所数 (平成 30 年 9 月末現在)
12,332 か所	1,346 か所	369 か所	13,346 か所

※新設届、廃止・休止届の提出月と実際の新設・廃止・休止月が異なるため、合計数は一致しない。

別添：「放課後等デイサービスの運用改善に向けた取組」に係るフォローアップ調査の概要について

平成 30 年 4 月～9 月末日の間に、廃止・休止届を提出した事業所数は 369 か所であり、主な廃止・休止理由は「人員配置基準を満たせない」「その他(事業所統合等)」となっている。

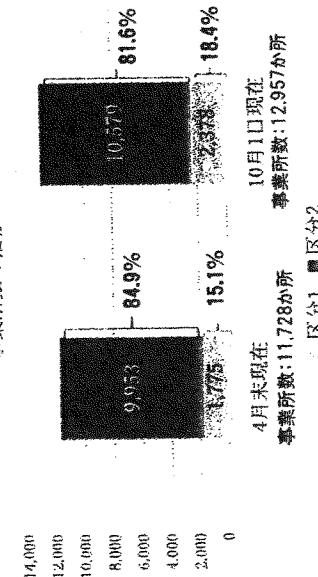
事業所数	児童等の人員配置基準を満たせない	利用児童が異ならない	基本報酬の見直しの影響	その他(事業所統合等)
369 か所	130 か所	52 か所	16 か所	174 か所

2 事業所の報酬区分について

(1) 事業所数の推移

本年 4月末時点と 10月 1日時点で、報酬区分別の事業所数を比較すると、4月末現在では、全国の放課後等ティザービス事業所(重心事業所を除く)11,728か所のうち、「区分1」に分類された事業所は1,775か所(15.1%)、「区分2」に分類された事業所は9,953か所(84.9%)となっている。一方、10月 1日現在では、事業所12,957か所のうち「区分1」に分類された事業所2,378か所(18.4%)、「区分2」に分類された事業所10,579か所(81.6%)となっている。

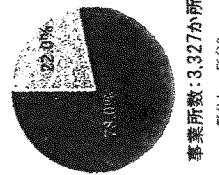
事業所数の推移



(2) 所在地による違い

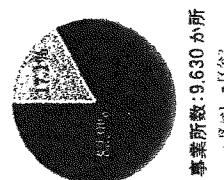
10月 1日現在について、事業所の所在地が指定都市か否かの別でみると、指定都市に所在する事業所は全部で3,327か所であり、このうち区分1の割合が22.0%、区分2の割合が78.0%となっている。また、指定都市以外に所在する事業所は全部で9,630か所であり、区分1の割合が17.1%、区分2の割合が82.9%となっている。

割合(区分の割合)
(指定都市以外に所在する事業所)



事業所数:3,327か所
区分1・区分2

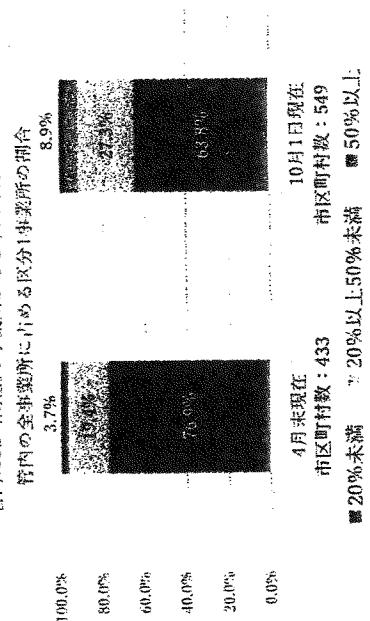
割合(区分の割合)
(指定都市に所在する事業所)



事業所数:9,630か所
区分1・区分2

- (3) 市区町村による違い
管内に 5 か所以上の事業所がある市区町村について、管内の全事業所に占める区分 1 事業所の割合を比較すると、4月末現在では、区分 1 事業所の割合が 20%未満の市区町村数は 333(76.9%)、20%以上 50%未満の市区町村数は 84(19.4%)、50%以上の市区町村数は 16(3.7%)となっている。
一方、10月 1 日現在では、区分 1 事業所の割合が 20%未満の自治体数は 150(27.3%)、50%以上の自治体数は 49(8.9%)となっている。

管内に 5 か所以上の事業所がある市区町村における



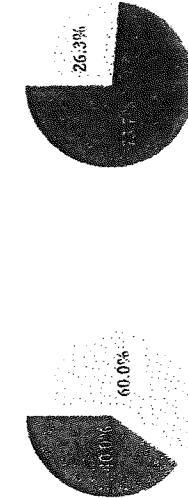
管内の全事業所における区分 1 事業所の割合

4月末現在 市区町村数:433 10月1日現在 市区町村数:549

■ 20%未満 ■ 20%以上50%未満 ■ 50%以上

3 再判定の実施状況について
7月 26日付事務連絡「放課後等ディサーイサービスの運用改善に向けた取組」を踏まえ、9月末までの間に再判定を実施した自治体(対象児童がない自治体を除く)の割合は、指定都市で60.0%、指定都市以外の市区町村では26.3%となっている。

内閣府の実施結果
(再生計画)
内閣府の実施結果
(再生計画)



自治体数：20
未実施・実施したかった
実施した・実施したかった

再判定を行わなかった理由(複数回答)

4月当初から事務連絡の留意事項を踏まえた判定を行っており、改めて再判定を行う必要がなかった	810 自治体
事業者等から再判定の申出を呼び掛けたが、申出がなかった	151 自治体
事務連絡が発出される前に、すでに自治体の判断で再判定を行っていた	98 自治体
その他(誕生日等の受給者証更新時に順次再判定を実施 等)	204 自治体

都道府県
各
都道府県
障害児支援担当 御中

事務連絡
平成30年11月15日

開連資料6

厚生労働省社会・保健局障害保健福祉部
障害福祉課障害児・発達障害者支援室

「障害児通所給付費に係る通所給付決定事務等について」に基づく
障害の有無の確認について

障害保健福祉行政の推進につきましては、日々御尽力いただき厚く御礼申し上げ

ます。
市区町村が実施する障害児通所給付費の給付事務については、事務マニュアル「障
害児通所給付費に係る通所給付決定事務等について」に基づき、各市町村において、

- ① 障害者手帳（身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳）
- ② 特別児童扶養手当等を受給していることを証明する書類
- ③ 手帳を有しない又は手当等を受給していない場合、市町村は、当該児童が療育・訓練を必要とするか否かについて、市町村保育センター、児童相談所、保健所等に意見を求めることが望ましいものとする。その際の障害の有無の確認に当たっては、年齢等を考慮して、必ずしも診断名を有しなくとも、障害が想定され支援の必要性が認められればよいものとする。

また、難病を有する児童として支給申請があつた場合、対象となる疾患の範囲や症状については障害者と同様の取扱いとなるため、「難病患者等に対する障害支援区分認定」（認定マニュアル）を参考にしながら、医師の診断書のほか、必要に応じ、難病相談・支援センターや関係機関への照会により確認する。

等の方法により、申請に係る児童が給付の対象となる障害現であるかどうか確認を行つていただいているところです。

市区町村の事務の実施にあたつては、サービスを必要とする障害児に適切かつ速やかに給付決定が行われることが重要であることを踏まえ、上記①から③以外の方による確認も含め、地域のニーズに応じた柔軟な対応にご配慮いただけるよう、管内市区町村に改めて周知をお願いいたします。

本件照会先
障害保健福祉部障害福祉課
障害児・発達障害者支援室 障害児支援係
TEL 03-5253-1111 (内線 3037, 3102)

関連資料7

府子本第189号
30文科初第1616号
子発0228第2号
障免0228第2号
平成31年2月28日

都道府県知事
都道府県教育委員会教育長
指定都市市教育委員会教育長
中学校市市長
児童相談所設置市長
附属学校を置く国立大学法人学長
附属学校を置く公立大学法人学長
小中高等学校を設置する学校設置会社
第1項の認定を受けた地方公共団体の長
独立行政法人国立高等専門学校機構理事長
高等専門学校を設置する地方公共団体の長
高等専門学校を設置する公立大学法人の理事長
高等専門学校を設置する学校法人の理事長
各

子どもの生命が奪われるなど重大な事件も後を絶たないなど依然として深刻な社会問題となつてゐる。

このような状況から、学校等（幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校、高等課程を置く専修学校、保育所、保健所、地域型保育事業所、認定こども園、認可外保育施設（児童福祉法（昭和22法律第161号）第59条の2第1項に規定する施設をいう。）及び障害児通所支援事業所をいう。以下同じ。）及びその設置者や市町村・児童相談所等の関係機関に対する、「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」（平成30年7月20日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）等を踏まえた対応をお願いしているところであるが、本年1月に千葉県野田市で発生した小学校4年生死亡事業を受け、「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」の異なる徹底・強化について（平成31年2月8日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）が決定され、児童相談所及び子ども緊急安全確認を実施するなど緊急点検を実施し、根本的な体制強化を図ることとされた。

こうした対応を受け、増加する児童虐待に対するため、とりわけ、学校等における児童虐待の早期発見・早期対応、被害を受けた子どもとの適切な保護等について、学校等及びその設置者と市町村・児童相談所が連携した対応が図られるよう、下記に掲げる取組の徹底を改めてお願いする。
なお、児童虐待への対応に当たっては、
・学校等においては、児童虐待の早期発見・早期対応に努め、市町村や児童相談所等への通告や情報提供を速やかに行うこと
・児童相談所においては、児童虐待通告や学校等の関係機関からの情報提供を受け、子どもと家族の状況の把握、対応方針の検討を行った上で、一時保護の実施や来所によるカウンセリング、家庭訪問による相談助言、保護者への指導、里親委託、児童福祉施設への入所措置など必要な支援、援助を行うこと

・市町村においては、自ら育児不安に対する相談に応じるとともに、市町村に設置する要保護児童対策地域協議会の調整機関として、支援を行っている子どもたちの状況把握や支援課題の確認、並びに支援の経過などの進行管理を受け、自ら相談支援を行うことはもとより関係機関がその役割に基づき対応に当たれるよう必要な調整を行うこと

・警察においては、110番通報や児童相談所等の関係機関からの情報提供を受け、関係機関と連携しながら子どもの安全確保、保護を行うとともに、事業の危険性・緊急性を踏まえ、事件化すべき事業については厳正な捜査を行うこと
等といった個別の責務を関係機関それぞれが有しており、こうした責務を最大限に果たしていくことを前提として下記の連携などの取組を進めることが必要である。

内閣府子ども・子育て本部統括官
(公印省略)
文部科学省総合教育政策局長
(公印省略)
文部科学省初等中等教育局長
(公印省略)
文部科学省高等教育局長
(公印省略)
厚生労働省子ども家庭局長
(公印省略)

厚生労働省社会・福祉局障害福祉部長
(公印省略)

都道府県においては管内市区町村、所轄の私立学校及び関係機関へ、都道府県教育委員会・指定都市教育委員会においては管内市区町村教育委員会、所管の学校及び関係機関へ、指定都市・中核市・児童相談所設置市においては関係機関へ、附屬学校を置く国立大学法人及び公立大学法人においては附属学校へ、独立行政法人国立高等専門学校機構並びに高等専門学校を設置する地方公共団体、公立大学法人及び学校法人においてはその設置する学校へ、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体においては認可した学校へそれぞれ周知いただきたい。

なお、本通知においては、警察庁生活安全部と協調であることを申し添える。

1. 今回事業を踏まえて対策の強化を図るべき事項
- (1) 要保護児童等の通告元に関する情報の取扱いについて
市町村・児童相談所においては、保護者に虐待を告知する際には子どもの安全を第一とすることとともに、通告者保護の観点から、通告元（児童虐待の防止等に関する法律第6条第1項に規定する児童虐待に係る通告を行った者をいう。）は明かせない旨を保護者に伝えることを徹底すること。
- (2) 要保護児童等の情報元に関する情報の取扱いについて
学校等及びその設置者においては、保護者から情報元（虐待を認知するに至った組織や経緯をいう。以下同じ。）に関する開示の求めがあつた場合は、情報元を保護者に伝えないとどするともに、児童相談所等と連携しながら対応すること。
さらに、市町村・児童相談所においては、子どもの安全が確保されない限り、子どもからのお虐待の申し出等の情報元を保護者に伝えないこと。
現に、保護者との関係等を重視しきることで、子どもの安全確保が疎かになり、重大な事態に至ってしまう事例が生じていることに対する留意すべきである。
＜児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策の更なる徹底・強化『2新たなルールの設定』＞
- (3) 保護者からの要求への対応について
学校等は、保護者が、児童虐待の通告や児童相談所による一時保護、組織指導等に関する情報があり、保護者から学校等に対して威圧的な要求や暴力の行使等が予想される場合には、複数の教職員等で対応するとともに、即座に設置者に連絡した上で組織的に対応すると同時に、設置者と連携して速やかに市町村・児童相談所・警察等の関係機関や弁護士等の専門家と情報共有することとし、関係機関が連携して対応すること。
学校等の設置者は、保護者が、児童虐待の通告や児童相談所による一時保護、組織指導等に懸念があり、保護者から学校等又はその設置者にに対して威圧的な要求や暴力の行使等が予想される場合には、児童相談所・警察等の関係機関や弁護士等の専門家と情報共有することとし、関係機関が連携して対応すること。
また、学校等又はその設置者と関係機関が連携して対応した結果については、要保護児童対策地域協議会（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第25条の2に規定する要保護児童対策地域協議会をいう。以下同じ。）において、事業を共有し、今後の援助方針の見直し等に活用すること。

- (4) 定期的な情報共有に係る運用の更なる徹底について
学校等から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供については、本通知と同日付で「学
- (5) 児童虐待にに関する研修の更なる充実について
3. (1) 記載のような研修の機会を活用とともに、児童相談所の職員を講師に招くなどして、研修の充実に努めるほか、学校等の管理職に対しても、児童虐待に関する具体的な事例を想定することなどによる実践的な研修に取り組まれたい。
- ＊詳細は、「学校、保健所、認定こども園及び認定外保育施設等から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について」（平成31年2月28日付け内閣府子ども・子育て本部幹部官、文部科学省総合教育政策局長、文部科学省初等中等教育局長、文部科学省高等学校局長、厚生労働省子ども家庭局長、厚生労働省社会・提携局障害保健課社長兼名通知）を参照されたい。
- ＜児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策「関係機関（警察・学校・病院等）間の連携強化』＞
- ＜児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策の更なる徹底・強化『2新たなルールの設定』＞

3. 児童虐待防止対策の強化を図るべき事項

2. ケース対応において留意すべき事項

(1) 児童虐待防止に係る研修の実施について

児童虐待を発見しやすい立場にある教職員等に対する児童虐待に関する研修の実施を促進されたい。

（1）学校等からの通告・相談における連携
市町村・児童相談所は、学校等又はその設置者からの通告は、地域・近隣住民あるいは家族、親族からの相談とは異なり、通告した機関が特定される可能性が高いことと説明すること。学校等又はその設置者からではなく、通告の事実を保護者に伝えないようにすること。その際、保護者に対する対応方法について、市町村・児童相談所と事前に結構な協議を行った上で、連携した対応を図られたい。

<子ども虐待時の手引き 第3章報告・相談の受理はどうするか 1. 通告・相談時に何を確認すべきか

（4）通告・相談者別の対応のあり方 ⑥『保育所、学校等からの通告相談』>

(2) 保護者への告知の方法

保護者に虐待の告知することで、保護者の怒りが子ども本人に向かい、さらなる虐待を誘発することを避けよう何よりも注意すること。在宅での援助を続けることを前提に虐待の告知を行なう場合は、子どもの安全は守られるという見通しを持つて行なうことが不可欠であり、そのためには、援助の方向性を示すことで養育を改善することはできると保護者が感じられるような方針を持つて説明をすることなどと心がけれること。

また、虐待の告知をした後、「余計なことは言うな」などと保護者が子どもの口を封じるなどして、子どもが正直に話さなくなることもありますので、その点も念頭に置いて、子どもの所属する機関（学校等）などと連携しながら子どもの様子に十分な注意を払うこと。
保護者が虐待の告知を受け止められず、虐待であることを否認して養育態度を改める姿勢がないような場合には、子どもの保護を図るなど、在宅での援助という方針自体を再検討しなければならないこと。<子ども虐待対応の手引き『告知の方法』>

<子ども虐待時の手引き 第4章監視と保護者と子どもへのアプローチをどう進めるか 2. 告知の告知をどうするか

（4）告知の方法 ①『虐待通告を受けて住宅で支援する場合の告知』>

(3) 一時保護解除後の対応

一時保護解除等により子どもが家庭復帰した後、児童相談所への来所が滞つたり、家庭訪問を拒んだり、不在が続くなど支援機関との関係が疎遠になるときは、子どもにとつての危機のサインであると考える必要があるため、学校等及びその設置者と市町村・児童相談所の間において、子どもから直接SOSを出せるような方法を確認しておくとともに、特に学年以降の子どもには関係機関の連絡先を伝えておくよう対応されたい。

<子ども虐待対応の手引き 第10章施設入所及び里親養育中の援助 5. 家庭復帰の際の支援

(4) 緊急連絡後のケア>

府子木第 190 号
30 文科初第 1618 号
令発 0228 第 3 号
附発 0228 第 3 号
平成 31 年 2 月 28 日

各
都道府県知事
都道府県教育委員会教育長
指定都市教育委員会教育長
中核市市長
児童相談所設置市市長
附属学校を置く国立大学法人学長
附属学校を置く公立大学法人学長
小中高等学校を設置する学校設置会社を
所管する構造改革特別区城法第 12 条
第 1 項の認定を受けた地方公共団体の長
地方行政法人同立高等専門学校機構理事長
高等専門学校を設置する地方公共団体の長
高等専門学校を設置する公立大学法人の署長
高等専門学校を設置する学校法人の署長

般

児童虐待については、児童相談所への児童虐待相談対応件数が年々増加の一途をたどり、重篤な児童虐待事件も後を絶たないなど依然として深刻な社会問題となっている。

こうした中、平成 30 年 3 月に東京都墨田区で発生した児童虐待事件を受けて、「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」(平成 30 年 7 月 20 日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定)に基づき、学校、保健所等と市町村、児童相談所との連携の推進を図るため、「学校、保健所、認定こども園及び認可外保育施設から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供に関する指針」に基づく運用をお願いしているところで、あるが、本年 1 月に千葉県野田市で発生した小学校 4 年生死亡事件を踏まえ、今後、「学校、保健所、認定こども園及び認可外保育施設等から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供に関する指針」(別添)を定め、一層進進すべき取組として周知徹底を図るものであるので、適切な運用を図られたい。

都道府県においては管内市町村、所轄の私立学校及び関係機関へ、都道府県教育委員会・指定都市教育委員会においては管内市町村教育委員会、所管の学校及び関係機関へ、指定都市・中核市・児童相談所設置市においては関係機関へ、附属学校を置く公立大学法人及び公立大学法人においては附属学校へ、独立行政法人国立高等専門学校機構並びに高等専門学校を設置する地方公共団体、公立大学法人及び学校法人においてはその設置する学校へ、構造改革特別区城法第 12 条第 1 項の認定を受けた地方公共団体においては認可した学校へそれぞれ周知いただきたい。

なお、「学校、保健所、認定こども園及び認可外保育施設から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について」(平成 30 年 7 月 20 日付け内閣府子ども・子育て本部統括官、文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)については廃止する。
また、本通知は地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添える。

内閣府子ども・子育て本部統括官
(公印省略)
文部科学省総合教育政策局長
(公印省略)
文部科学省初等中等教育局长
(公印省略)
文部科学省省高等教育局長
(公印省略)
厚生労働省子ども家庭局長
(公印省略)
厚生労働省社会・援護局障害保険福利部長
(公印省略)

学校、保健所、認定こども園及び認可外保育施設等から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について

(別添)

学校、保育所、認定こども園及び認可外保育施設等から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供に関する指針

1 趣旨

本指針は、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校、高等工業学校、高等農業学校（以下「学校」という。）、保育所、地域型保育事業所、認定こども園、認可外保育施設（児童相談法（昭和22年法律第161号）第59条の2第1項に規定する施設をいう。以下同じ。）及び障害児通所支援事業所（以下「学校・保育所等」という。）から市町村又は児童相談所（以下「市町村等」という。）への児童虐待事件に係る資料及び情報の定期的な提供（以下「定期的だ情報提供」という。）に関する定期的な情報提供の対象とする児童、情報提供の範囲・内容、依頼の手続等の事項について、定期的な情報提供の防止等に関する法律（平成12年法律第82号。以下「虐待防止法」という。）第13条の4の規定に基づく基本的な考え方を示すものである。

2 定期的な情報提供の対象とする児童

（1）市町村が情報提供を求める場合
要保護児童対策地域協議会（児童相談法第25条の2に規定する要保護児童対策地域協議会をいう。以下「協議会」という。）において、児童虐待ケースとして進行管理台帳（注）に登録されており、かつ、学校に在籍する幼児児童生徒学生、保育所、地域型保育事業所、認定こども園、認可外保育施設及び障害児通所支援事業所に在籍する乳幼児（以下「幼児児童生徒等」という。）を対象とする。

（注）進行管理台帳とは、市町村内における虐待ケース等に関して、子ども及び保護者に関する情報やその状況の変化等を記載し、協議会において処えやケースの進行管理を進めるための台帳であり、協議会の中核機関である調整機関において作成するものである。

（2）児童相談所が情報提供を求める場合

児童相談所（児童相談法第12条に規定する児童相談所をいう。以下同じ。）が管理している児童虐待ケースであって、協議会の対象となつておらず、かつ、学校・保育所等から通告があつたものなど、児童相談所において必要と考える幼児

児童生徒等を対象とする。

3 定期的な情報提供の頻度・内容

（1）定期的な情報提供の頻度は、おおむね1か月に1回を標準とする。

（2）定期的な情報提供の内容は、上記2（1）及び（2）に定める幼児児童生徒等について、対象期間中の出欠状況、（欠席した場合の）家庭からの連絡の有無、欠席の理由とする。

4 定期的な情報提供の依頼の手順

（1）市町村について
市町村は、上記2（1）に定める幼児児童生徒等について、当該幼児児童生徒等が在籍する学校・保育所等に対して、対象となる幼児児童生徒等の氏名、上記3（2）に定める定期的な情報提供の内容、提供を希望する期間等を記載した書面を送付する。

（2）児童相談所について
児童相談所は、上記2（2）に定める幼児児童生徒等について、当該幼児児童生徒等が在籍する学校・保育所等に対して、対象となる幼児児童生徒等の氏名、上記3（2）に定める定期的な情報提供の内容、提供を希望する期間等を記載した書面を送付する。

5 機関（学校・保育所等を含む）間での合意

（1）上記4により、市町村等が学校・保育所等に対し、定期的な情報提供の依頼を行う場合は、この仕組みが円滑に活用されるよう、由町村等と学校・保育所等との間で協定を締結するなど、事前に機関の間で情報提供の仕組みについて合意した上で、個別の幼児児童生徒等の情報提供の依頼をすることが望ましいこと。
（2）協定の締結等による機関間での合意では、本指針に掲げる内容を基本

としつつも、より実効性のある取組となるよう、おおむね1か月に1回程度を標準としている定期的な情報提供の頻度や、対象となる幼児児童生徒等の施設について、定期的な情報提供の内容をより幅広く設定するなど、地域の実情を踏まえたものにすること。

- (3) 学校は、市町村等と協定の締結等により概期間での合意したときは、その内容等を設置者等（私立学校にあっては当該学校の所轄庁を含む。以下同じ。）に對しても報告すること。

6 定期的な情報提供の方法等

(1) 情報提供の方法

学校・保育所等は、市町村等から上記4の依頼文書を受けた場合、依頼のあつた期間内において、定期的に上記3に定める定期的な情報提供を行なう。また、その写しを送付すること。また、市町村等へ定期的な情報提供を行なう際しては、地域の実情に応じて設置者等を絞りすることも可能とする。

(2) 設置者等への報告等

学校が市町村等へ定期的な情報提供を行った場合は、併せて設置者等に対してもその写しを送付すること。また、市町村等へ定期的な情報提供を行なう際には、地域の実情に応じて設置者等を絞りすることも可能とする。

定期的な情報提供の期日よりも遅れて、学校・保育所等において、不自然な外傷がある、理由不明又は連絡のない欠席が続く、対象となる幼児児童生徒等から虐待についての証言が得られた、帰宅を嫌がる、家庭環境に変化があつたなど、新たな児童虐待の兆候や状況の変化等を把握したときは、定期的な情報提供の期日を待つことなく、適宜適切に市町村等に情報提供又は通告をすること。

また、学校・保育所等は保護者等から対象となる幼児児童生徒等が学校・保育所等を欠席する旨の連絡があるなど、欠席の理由を説明を受けている場合であっても、その理由の如何にかかわらず、休業日を除き引き続き7日以上欠席した場合（不登校等による欠席であつて学校・保育所等が定期的な家庭訪問等により本人に面会ができ、状況の把握を行なっている場合や、入院による欠席であつて学校・保育所等が医療機関からの情報等により状況の把握を行なっている場合を除く。）には、定期的な情報提供の期日を待つことなく、速やかに市町村等に情報提供すること。

7 緊急時の対応

定期的な情報提供の期日よりも遅れて、学校・保育所等において、不自然な外傷がある、理由不明又は連絡のない欠席が続く、対象となる幼児児童生徒等から虐待についての証言が得られた、帰宅を嫌がる、家庭環境に変化があつたなど、新たな児童虐待の兆候や状況の変化等を把握したときは、定期的な情報提供の期日を待つことなく、適宜適切に市町村等に情報提供又は通告をすること。

また、学校・保育所等は保護者等から対象となる幼児児童生徒等が学校・保育所等を欠席する旨の連絡があるなど、欠席の理由を説明を受けている場合であっても、その理由の如何にかかわらず、休業日を除き引き続き7日以上欠席した場合（不登校等による欠席であつて学校・保育所等が定期的な家庭訪問等により本人に面会ができ、状況の把握を行なっている場合や、入院による欠席であつて学校・保育所等が医療機関からの情報等により状況の把握を行なっている場合を除く。）には、定期的な情報提供の期日を待つことなく、速やかに市町村等に情報提供すること。

なお、詳細を確認する内容としては、外傷、衣服の汚れ、学校・保育所等で

8 情報提供を受けた市町村等の対応について

(1) 市町村について

- ① 学校・保育所等から上記6の定期的な情報提供又は上記7の緊急時ににおける情報提供を受けた市町村は、必要に応じて当該学校・保育所等から、更に詳しく事情を聞くこととし、これらの情報を複数人で組織的に評価する。
なお、詳細を確認する内容としては、外傷、衣服の汚れ、学校・保育所等での相談、健康診断の回数、家庭環境の変化、欠席の背景、その他の虐待の兆候をうかがわせる事実を確認できた場合には当該事項等が考えられる。
- ② ①の評価を踏まえて、必要に応じて開発機関にも情報を探める、自ら又は開発機関に依頼して家庭訪問を行う、個別ケース検討会議を開催するなど状況把握及び対応方針の検討を組織として行なうとともに、「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」を踏まえて適切に警察と情報共有すること。
- ③ 対応が困難な場合には児童相談所に支援を求めるとともに、専門的な援助や家庭への立入調査等が必要と考えられる場合は、速やかに児童相談所へ送致又は通知を行う。
- ④ 協議会においては、市町村内における全ての虐待ケース（上記2（2）の場合を除く。）について進行管理台帳を作成し、実務者会議の場において、定期的に（例えば3か月に1度）、状況確認、主担当機関の確認、援助方針の見直し等を行うことを徹底すること。
- ⑤ 市町村内における児童相談所が必要とされる場合は、速やかに児童相談所へ連絡を行う。
- ⑥ 児童相談所について
- ① 児童相談所が学校・保育所等から上記6の定期的な情報提供又は上記7の緊急時ににおける情報提供を受けた場合
- ア 学校・保育所等から上記6の定期的な情報提供又は上記7の緊急時ににおける情報提供を受けた児童相談所は、必要に応じて当該学校・保育所等から更に詳しく事情を聞くこととし、これらの情報について援助方針会議等の会議による組織的な評価を行うとともに、「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」を踏まえて適切に警察と情報共有すること。
なお、詳細を確認する内容としては、外傷、衣服の汚れ、学校・保育所等で

- の相談、健診診断の回数、家庭環境の変化、久席の件数、その他の虐待の兆候をうかがわせる非難を施設できだした場合には当該事項等が考えられる。
- (2) アの評価を踏まえて、必要に応じて関係機関にも情報を探める、自ら家庭訪問を行う、個別ケース検討会議の開催を市町村に求めるなど状況把握及び対応方針の検討を組織として行う。
- ウ 必要に応じて立入調査、出頭要求、児童の一時保護等の対応をとる。
- (3) 市町村が学校・保育所等から上記6の定期的な情報提供又は上記7の緊急時ににおける情報提供を受けた場合、市町村の求めに応じて積極的に支援するものとする。

9 個人情報の保護に対する配慮

- (1) 痛防法においては、市町村等から児童虐待に係る情報の提供を求められた場合、地方公共団体の機関は情報を提供することができると従前から規定されてきた一方、児童虐待の兆しや疑いを発見しやすい立場にある民間の医療機関、児童福祉施設、学校等は提供できる主体に含まれておらず、これらの機関等が児童虐待に係る有益な情報を持つ場合であっても、個人情報保護や評議の視点を考慮し、情報提供を拒むことがわかった。
- 児童虐待が疑われるケースについては、児童や保護者の心身の状況、置かれている環境等の情報は、市町村等において、児童の安全を確保し、対応方針を迅速に決定するために必不可少であることから、「児童福祉法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第63号)においては、地方公共団体の機関や、病院、診療所、児童福祉施設、学校その他の児童の医療、福祉又は教育に関する機関や医師、看護師、児童福祉施設の職員、学校の教諭等はその他児童の医療、福祉又は教育に関する職務に従事する者(以下「関係機関等」という。)も、児童相談所等から児童虐待の防止等に関する事務又は虐待の遂行に必要な限度で利用し、かつ、利用することに相当の理由があるときは、これを提供することができるものとされた。ただし、当該資料又は情報を提供することによって、当該資料又は情報に係る児童等又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでないときれた(虐待防止法第13条の4)。
- (2) このため、学校・保育所等から市町村等に対して、定期的な情報提供を行うに当たって、「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。)第16条及び第23条においては、本人の同意を得ない限

り、①あらかじめ特許された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱つてはならず、②第三者に個人データを提供してはならないこととされることがある。しかしながら、「法令に基づく場合」は、これらの規定は適用されないとされており、虐待防止法第13条の4の規定に基づき資料又は情報を提供する場合は、この「法令に基づく場合」に該当するため、個人情報保護法に違反することにならない。

なお、地方公共団体の機関からの情報提供については、各地方公共団体の個人情報保護条例において、個人情報の目的外利用又は提供禁止の除外規定として、法令に定めがあるとき」等を定めていることが一般的であり、虐待防止法第13条の4に基づく情報提供は「法令に定めがあるとき」に該当するため、条例にこのような除外規定がある場合には条例違反とはならないと考えられる。ただし、幼児児童生徒等、その保護者その他の関係者は第三者の権利利益を不当に侵害することのないよう十分な配慮の下、必要な限度で行わなければならないので留意すること。

また、当該情報提供は、虐待防止法第13条の4の規定に基づくものであるため、同規定の趣旨に沿って行われる限り、刑法(明治40年法律第45号)や闇営業法等で設けられている守秘義務規定に抵触するものではないことに留意されたい。

(3) 市町村が学校・保育所等から受けた定期的な情報提供の内容について、協議会の実務者会議及び懇親会において情報共有を図ろうとする際は、市町村において、学校・保育所等から提供のあった情報の内容を吟味し、情報共有すべき内容を選定の上、必要な限度で行うこと。

また、協議会における幼児児童生徒等に関する情報の共有は、幼児児童生徒等の適切な保護又は支援を図るためにものであり、協議会の構成員及び常勤員であつた者は、正当な理由がないなく、協議会の職務に關して知り得た秘密を漏らしてはならないこととされているので、このことに対する留意し、協議会の適切な運営を保障すること。

10 その他

市町村等が学校・保育所等以外の関係機関に状況確認や見守りの依頼を行った場合にも、当該関係機関との連携関係を保ち、依頼した後の定期的な状況把握に努めるものとする。

(参考)

児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）

（資料又は情報の提供）

第十三条の四 地方公共団体の機関及び病院、診療所、児童福利施設、学校その他の児童の
医療、福祉又は教育に關係する施設（地方公共団体の機関を除く。）並びに医師、歯
科医師、保健師、助産師、看護師、児童福祉施設の職員、学校の教職員その他児童の
医療、福社又は教育に関する専門に從事する者は、市町村長、都道府県の設置する
福利事務所の長又は児童相談所から児童虐待に係る児童又はその保護者の心身の
状況、これらの者の置かれている環境その他の児童虐待の防止等に係る当該児童、そ
の保護者その他の関係者に図する資料又は情報の提供を求められたときは、当該資
料又は情報について、当該市町村長、都道府県の設置する福利事務所の長又は児童
相談所長が児童虐待の防止等に関する事務又は義務の履行に必要な限度で剥削し、
かつ、利用することに相当の理由があるときは、これを提供することができる。ただ
し、当該資料又は情報を提供することによって、当該資料又は情報に係る児童、その
保護者その他の関係者又は第三者の権利利益を不当に侵すおそれがあると認め
られるときは、この限りでない。

都道府市御中
児童相談所設置市
各指

記

障害児通所支援事業所において、障害児支援利用計画上利用が予定されたいた幼児児童生徒等が、その理由の如何にかかわらず、利用の予定されていた日に欠席し、当該欠席日から数えて休業日を除き7日以上の間、当該幼児児童生徒等の状況を把握できない場合は、定期的な情報提供の期日を待つことなく、速やかに市町村等に情報提供すること。
ただし、保護者以外の者がから当該幼児児童生徒等の状況が把握できた場合（保育所等と併行通園をしている場合の保育所等への確認等）は上記の取扱いをしないことがあります。

以上

障害児通所支援事業所における緊急時の対応について
障害保健福祉行政の推進につきましては、日々御尽力いただき厚く御礼申し上げます。

本日、「学校、保育所、認定こども園及び認可外保育施設等から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について」（平成31年2月28日付け内閣府子ども・子育て本部統括官、文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省子ども家庭局長、社会・援護局障害保健福祉部長連名通知）及び「児童虐待防止対策に係る学校等・教育委員会等と市町村・児童相談所との連携の強化について」（平成31年2月28日付け内閣府子ども・子育て本部統括官、文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省子ども家庭局長、社会・援護局障害保健福祉部長連名通知）を発出し、市町村又は児童相談所への児童虐待防止に係る資料及び情報の提供を行う施設について、障害児通所支援事業所も対象としたところです。

両通知において、「なお、障害児通所支援事業所におけるこの取扱いは、原則として当該障害児通所支援事業所をほぼ毎日利用している幼児児童生徒等を想定しているが、障害児通所支援事業所の利用頻度が低い又は利用が不定期である幼児児童生徒等については、本取扱いに準じた取扱いとする」とし、具体的な内容については、別途お示しする。」としていたところですが、具体的な内容は下記のとおりです。都道府県におかれましては管内市町村及び管内市町村所管の障害児通所支援事業所に、指定都市及び児童相談所設置市にあつては、管内の障害児通所支援事業所に、それぞれ周知の上、取扱いに適應なきようよろしくお取り計らい願います。

周知にあつては、各障害児支援担当部局と十分に連携の上実施いただくよう願います。

本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であり、内容について子ども家庭局と協議済みであることを申し添えます。

事務連絡
令和元年5月10日

都道府県
各 指定都市 中核市
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課
御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

児童発達支援の提供における安全管理について

障害保健福祉行政の推進につきましては、日々御尽力いただき厚く御礼申し上げます。
先般、滋賀県大津市において、保育所外での移動中に園児2名が亡くなるという大変痛ましい事故が発生しました。

これを受け、内閣府子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当）及び厚生労働省子ども家庭局保育課の連名により、保育中の事故防止及び安全対策について、保育所保育指針（平成29年厚生労働大臣告示第117号）に示す取扱いの徹底を管内市町村及び保育所等に周知いたくよう、事務連絡「保育所等での保育における安全管理の徹底について」を発出致しております（別添参考）。

児童発達支援事業所における児童発達支援の提供に当たっても、「児童発達支援ガイドライン」（別紙）に基づき、施設外も含めた支援の提供中の事故等の防止に向けた安全管理対策について、引き続き徹底を図っていただきますよう、管内市町村及び児童発達支援事業所へ周知をお願いいたします。

第5章 児童発達支援の提供体制

4. 衛生管理、安全対策

（4）安全確保

- 職員は、支援の提供中に起きた事故やケガを防止するために、室内や屋外の環境の安全性について毎日点検し、必要な補修等を行い、危険を排除することが必要である。
- 職員は、衝動的に建物から出てしまう子ども等もいるため、子どもの特性を理解した上で、必要な安全の確保を行う必要である。
- 設置者・管理者は、発生した事故事例や、事故につながりそうな事例の情報を収集し、ヒヤリハット事例集を作成し、職員間で共有することが必要である。

参考：児童発達支援ガイドライン 全文（厚生労働省ホームページ）
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakuitsuite/bunya/0000117218.html>

○ 保育所保育指針解説（平成30年3月 厚生労働省編）(抄)

都道府県
各 指定都市 保育担当課 御中
核市

内閣府子ども・子育て本部参考官（子ども・子育て支援担当）
厚生労働省子ども家庭局保育課

保育所等での保育における安全管理の徹底について

保育施設の推進については、日頃より格段の御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。先般、滋賀県大津市において、保育所外での移動中に園児2名が亡くなるという大変痛ましい事故が発生しました。当該事故において、現時点では保育所の対応に問題のある点は確認されておりませんが、保育中の事故防止及び安全対策については、保育所保育指針（平成29年厚生労働大臣告示第117号。以下「指針」という。）及びその解説においてお示ししているところであり（別紙参照）、保育所外での活動の際の移動経路の安全性や職員の体制などの再確認を含め、改めてその取扱いの徹底を管内市町村及び保育所等に周知いただきますようお願いいたします。併せて、指針及びその解説でお示ししているとおり（別紙参照）、保育所外での活動は、保育において、子どもが身近な自然や地域社会の人々の生活に触れ、豊かな体験を得る機会を設ける上で重要な活動であり、移動も含め安全に十分配慮しつつ、引き続き積極的に活用いただきますようお願いいたします。

（解説）保育所等での保育における安全管理の徹底について
（3）家庭及び地域社会との連携
子どもの生活の連続性を踏まえ、家庭及び地域社会と連携して保育が展開されるよう配慮すること。その際、家庭や地域の機関及び団体の協力を得て、地域の自然、高齢者や異年齢の子ども等を含む人材、行事、施設等の地域の資源を積極的に活用し、豊かな生活体験をはじめ保育内容の充実が図られるよう配慮すること。
（解説）子どもの発達を支えるためには、保育所と家庭及び地域社会における生活経験が、それぞれに実感を伴い充実したものとなることはもちろん、相互に密接に結び付くことが重要である。
保育所での遊びや活動の中で子どもたちが味わった様々な実体験が、家庭や地域での生活に生かされるとともに、家庭や地域社会において子どもたちが身近な環境に触れて経験したことなどが、保育所での生活に生かされていくことが大切である。こうしたことにより子どもたちは、身の回りの事物に対する興味、関心を広げ、周囲の人々との関わりをより豊かなものにして、保育所保育に当たっては、家庭や地域社会を含めた子どもの生活全体を視野しながら、友達との関わりを深めていく。
したがって、保育所保育に当たっては、家庭や地域社会と日常生活などに即して、必要な経験に入れながら、子どもたちの抱いている興味や関心、置かれている状況などに応じて、必要な経験とそれにふさわしい環境の構成を考えることが求められる。
そのためには、保育士等自身が地域における一人の生活者としての視点や感覚をもちながら毎日の生活を豊かにすることで、家庭や地域社会と日常的に十分な連携をとり、一人一人の子どもの生活全体について互いに理解を深めることが不可欠となる。
また、都市化や核家族化などが進む中で、日常生活において、地域の自然に接したり、幅広い世代の人々と交流したり、社会の様々な文化や伝統に触れたりする直接的な体験が不足しがちとなっている子どもも多い。
保育所ではこれらのことを行なうために、保育所内外において子どもたちが豊かな体験を得て実施することが重要となる。
様々な地域の資源から協力を得るために、保育士等が日頃から身近な地域社会の実情を把握しておくとともに、同時に、保育所外での活動においては、移動も含め安全に十分配慮することはもちろんのこと、子どもの発達やその時々の状態を丁寧に把握し、一人一人の子どもにとって無理なく充実した体験ができるよう指導計画に基づいて理解や親しみをもつて見守られていることが前提となる。
地域社会との積極的な交流や保育に関する情報の発信など、地域と密な連携を図りながら、子どもの生活がより充実したものとなるよう取り組むことが求められる。

(2) 事故防止及び安全対策

ア 保育中の事故防止のために、子どもの心身の状態等を踏まえつつ、施設内外の安全点検に努め、安全対策のために全職員の共通理解や体制づくりを図るとともに、家庭や地域の関係機関の協力の下に安全指導を行うこと。

(解説)

事故の発生を防止するためには、子どもの発達の特性と事故との関わりに留意した上で、事故防止のためのマニュアルを作成するなど、施設長のリーダーシップの下、組織的に取り組む。

事故発生防止に向けた環境づくりには、職員間のコミュニケーション、情報の共有、情報予防のための実践的な研修の実施等が不可欠である。

日常的に点検項目を明確にして、定期的に点検を行い、文書として記録し、その結果に基づいて問題のある箇所を改善し、全職員と情報を共有しておく。

保育中の安全管理には、保育所の環境整備が不可欠であり、隨時確認し、環境の維持及び改善に取り組む。また、日常的に利用する散歩の経路や公園等についても、異常や危険性の有無、工事箇所や交通量等を含めて点検し記録を付けるなど、情報を全職員で共有する。

また、保育中、常に全員の子どもの動きを把握し、職員間の連携を密にして子どもたちの観察の空白時間が生じないようにする。子どもの安全の観察に当たっては、午睡の時間を含め、一人一人の子どもを確実に観察することが重要である。

重大事故の発生防止のため、あと一步で事故になるところであったという、ヒヤリ・ハット事例の収集及び要因の分析を行い、必要な対策を講じるなど、組織的に取組を行う。さらに、子どもが家庭においても安全な生活習慣を身に付けることができるよう、保護者と連携を図るとともに、交通安全について学ぶ機会を設けるなど、地域の関係機関と連携して取り組むことも重要である。

変更届等様式について

変更届等の取扱いについて

※各届出書については、指定申請と同じ窓口に提出してください。

1 指定に係る変更届について

(1) 必要書類

・変更届出書（様式第2号）

・変更内容がわかる添付書類（「別紙」変更届に必要な書類）参照

(2) 届出期日

○ 原則、変更日から10日以内に提出してください。

（児童福祉法第21条の5の20号）

○ 変更事項が生じてから10日を超えて提出される場合は、遅延理由書兼誓約書（別紙参考様式）を提出してください。

(3) 特例的な取扱い

① 指定基準の確認をする変更

指定基準の適合性について判断を要する変更事項（利用定員、面積要件を伴う事業の実施場所の変更等）については、事前に施設を受け現地調査等を行う必要があります。この場合、現地調査等により要件が満足できるまるでは、提出の受け入れませんので日程的余裕をもつて、事前調査を行ってください。

② 軽微な変更

人員基準に抵触しない従業員の交代については、毎年4月1日の状況を4月10日までに届け出ることをもって差し支えないものとします。この場合、前年度に従業員の交代が複数回あつたとしても、前年度途中の交代については省略できます。

ただし、介護給付費等算定の変更を伴う従業員の変更の場合には、その変更が生じた時に「介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書」の提出が必要です。

2 指定に係る変更申請について

下記のいずれかに該当する場合、「変更届」の様式を用いて届出を行うのではなく、

「指定（変更・更新）申請書（様式第1号）」を用いて申請を行って下さい。

① 周辺整備支援、放課後等デイサービスにかかる定員の増を行う場合

② 障害児入所支援施設におけるサービスの種類を追加する場合及び定員の増を行う場合

また、申請の際は、「指定（変更・更新）申請書（様式第1号）」の他、次の書類を添付の上、申請を行ってください。

①の場合

・付表、・従業者等の勤務体制及び勤務形態一覧表・建物の構造概要及び平面図、・運営規程、・介護給付費等算定に係る体制届出書（＊変更が生じる場合のみ）

②の場合

①の添付書類＋〔・組織体制図・設備・備品等一覧表・事業計画書及び収支予算書（当該申請にかかるサービス分のみ）〕

2 営止・休止・再開に係る届出書について

(1) 必要書類

・廃止・休止・再開届出書（様式第3号）

（※廃止または休止のとき）

・既にサービスを受けていた利用者に対する措置につき記入してください。
・休止の場合、休止予定期間も記入してください。

(2) 届出期日

① 営止または休止のとき

○ 営止・休止日の1月前までに提出してください。

② 再開のとき

○ ※新規の指定に準じて扱うことになるため、事前に協議が必要です。

3 障害児（通所・入所）給付費算定に係る体制等に関する届出書について

(1) 必要書類（「加算等について体制の届出が必要なサービス一覧」参照）

・障害児（通所・入所）給付費算定に係る体制等に関する届出書（様式第5号）

・障害児（通所・入所）給付費の算定に係る体制等状況一覧表（別紙1）

・従事者の勤務体制及び勤務形態一覧表（別紙2）

・各加算に係る届出書、待遇改善（特別）加算に係る様式等

・その他必要な添付書類

(2) 届出期日（算定の開始時期）

○ 届出が毎月15日以前にされた場合には翌月から、16日以降になされた場合には翌々月から、算定を開始する。

ただし、待遇改善（特別）加算については、算定を受けようとする月の前々月の末日までに、提出が必要。

なお、3年度10月に審査改定が予定されており、福祉・介護職員等特定待遇改善算の届出の提出期限は、別途設定される可能性があります。別途設定された提出期限等については「WAM NET京都センター」に掲載します。

(様式第1号)

(別紙) 変更届に必要な書類

変更事項	添付書類	備考
①事業所(施設)の名称	◆運営規程	事業者が作成していれば、事業所案内やパンフ等も参考資料として添付
②事業所(施設)の所在地(設置の場所)	◆運営規程 ◆事業所平面図(参考様式1) ◆設備・備品等一覧(参考様式2)	
③申請者(設置者)の名称	◆登記事項証明書又は条例等(登記事項に変更がある場合)	
④主たる事務所の所在地	◆登記事項証明書又は条例等(登記事項に変更がある場合)	
⑤代表者の氏名、生年月日、住所及び職名		
⑥申請者の登記事項証明書又は条例等(当該指定に係る事項に限る)	◆登記事項証明書又は条例等(登記事項に変更がある場合)	
⑦事業所(施設)の構造概要及び平面図並びに設備の概要	◆事業所平面図(参考様式1) ◆備品・設備等一覧(参考様式2)	
⑧事業所(施設)の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴	◆経歴書(参考様式3) ◆業務経験証明書(参考様式7)	業務経験証明書については、必要なサービスのみ添付
⑨事業所(施設)の児童発達支援管理責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴	◆資格証等なし ※交代、増員等により勤務体制が変わることは、勤務体制一覧(参考様式5)	勤務体制一覧
⑩主たる対象者	◆特定する理由等を記載した書面	
⑪運営規程	◆運営規程 ※従業員の員数変更の場合は、組織体制図(任意様式)	
⑫障害児(通所・入所)の給付費算定に係る体制等に関する事項	◆体制等に関する届出書等(様式第5号、その他届出に必要な資料)	同一施設内において行う事業等の種類
⑬協力医療機関の名称若しくは診療科名又は当該医療機関との契約の内容等	◆協力医療機関との契約の内容等がわかるもの	事業者番号

*指定基準の適合性について判断を要する変更事項(利用定員、面積要件を伴う事業の実施場所の変更等)については、届出前に十分な日程的余裕をもって、事前協議を行ってください。

(備考)「受付番号」欄には記載しないでください。

1 「法人である場合その他の欄には、申請者が法人である場合に、「社会福祉法人」「財団法人」「株式会社」「有限公司」等の別を記載してください。

2 「法人である場合その他の欄には、申請者が法人である場合に、その主管官庁の名称を記載してください。

3 「法人所在地において行う事業等の種類」欄には、今回申請をするもの及び既に指定を受けているものについて事業の種類を記載してください。

4 「同一所在地において行う事業等の種類」欄には、今回申請をして既に事業所としての指定を受け、番号が付番されている場合に、その事業所番号を記載してください。

5 「事業所番号」欄には、申請を行う都道府県等においては、適宜様式を補正して、その全てを記載してください。

障害児通所支援 指定(変更・更新)申請書	平成 年 月 日																								
京都府知事 様	申請者 (設置者) 所在地 名 称 代表者 印																								
(3)に規定する障害児(通所・入所)支援に係る指定を受けたいので下記のとおり関係書類を添えて申請します。																									
<table border="1"> <tr> <td>フリガナ</td> <td>名 称</td> <td>(郵便番号) 郡・市</td> </tr> <tr> <td>申請者(設置者)</td> <td>主たる事務所の所在地 法的ある場合子の選択 連絡先 電話番号</td> <td>FAX番号</td> </tr> <tr> <td>代表者の職名</td> <td>職 名</td> <td>フリガナ</td> </tr> <tr> <td>代表者の住所</td> <td>(郵便番号) 郡・市</td> <td>氏 名</td> </tr> <tr> <td>指定期を受付ようとする事業等の種類</td> <td>名 称</td> <td>フリガナ</td> </tr> <tr> <td>施設又は事業所の所在地</td> <td>(郵便番号) 郡・市</td> <td></td> </tr> <tr> <td>事業等の種別</td> <td colspan="2">指定(変更)申請する事業等の支権開始年月日 様 式</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2"></td> </tr> </table>		フリガナ	名 称	(郵便番号) 郡・市	申請者(設置者)	主たる事務所の所在地 法的ある場合子の選択 連絡先 電話番号	FAX番号	代表者の職名	職 名	フリガナ	代表者の住所	(郵便番号) 郡・市	氏 名	指定期を受付ようとする事業等の種類	名 称	フリガナ	施設又は事業所の所在地	(郵便番号) 郡・市		事業等の種別	指定(変更)申請する事業等の支権開始年月日 様 式				
フリガナ	名 称	(郵便番号) 郡・市																							
申請者(設置者)	主たる事務所の所在地 法的ある場合子の選択 連絡先 電話番号	FAX番号																							
代表者の職名	職 名	フリガナ																							
代表者の住所	(郵便番号) 郡・市	氏 名																							
指定期を受付ようとする事業等の種類	名 称	フリガナ																							
施設又は事業所の所在地	(郵便番号) 郡・市																								
事業等の種別	指定(変更)申請する事業等の支権開始年月日 様 式																								

変更届出書

(参考様式)

年 月 日

京都府知事 様

届出者 所在地
名 称
代 表 者 氏 名

印

児童福祉法第21条の5の19第1項(第24条の13)の規定により、指定を受けた内容を変更しましたので届け出ます。

事業所番号	変更があつた事項	変更の内容
1 事業所(施設)の名称	(変更前)	
2 事業所(施設)の所在地(設置の場所)		
3 申請者(設置者)の名称		
4 主たる事務所の所在地		京都府知事
5 代表者の氏名、生年月日、住所及び職名		広域振興局長
6 登記事項証明書又は条例等 当該規定に係る事項に関するものに限る。)		
7 医療法第7条の許可を受けた病院であること		
8 事業所(施設)の構造概要及び平面図並びに設備 の概要		
9 事業所(施設)の管理者の氏名、生年月日、住所 及び経歴		
10 事業所(施設)の児童発達支援管理責任者の氏 名、生年月日、住所及び経歴		
11 主たる対象者		
12 運営規程		
13 協力医療機関の名称若しくは診療科名又は当該 医療機関との契約の内容		
変更年月日		年 月 日

備考

- 該当項目番号に○を付してください。
- 変更内容がわかる欄類を添付してください。
- 変更日の日から10日以内に届け出してください。
- 財團法人通所支援(保健所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援を除く。)の利用者の定員の増加に伴うものは、当該障害児通所支援に係る受業者の勤務体制及び勤務形態を記載した書類を添付してください。

遅延理由書兼誓約書

平成 年 月 日 () 变 更 内 容 () に変更があるので、
児童福祉法(第21条の5の19・第24条の13)の規定により10日以内に届出なければい
けないところ、() 遅 延 理 由 () のため今日まで遅延いた
しました。

今後、このような法令違反が二度とないようにするために、児童福祉法に規定する事
業を実施するにあたり、同法律及びその他の法令を遵守し、関係各機関の指導、助言に従
うことを誓約します。

年 月 日
事業者(施設の設置者)
住所(所在地)

年 月 日
氏名
(法人名及び代表者氏名)
印

障害児(通所・入所)給付費算定に係る体制等に関する届出書

(裏面)

平成 年 月 日		(通所・入所) 支援の種類		指定年月日	異動等の区分	異動年月日	(※変更の場合)
				1 新規 2 変更 3 終了			
届出者 所在地 事業所名 代表者名		変更前		変更後			
関係書類						別紙のとおり	
特記事項							

このことについて、関係書類を添えて以下のようにお届け出来ます。

主たる事業所 の所在地		都道府県 一)		都道府県 一)		都道府県 一)	
届出者	連絡先 法人の種別 代表者の職名	電話番号 職名	FAX番号 氏名	電話番号 職名	FAX番号 氏名	電話番号 職名	FAX番号 氏名
代表者の住所		都道府県 一)		都道府県 一)		都道府県 一)	
主たる事業所の所在地		都道府県 一)		都道府県 一)		都道府県 一)	
施設 の状況	連絡先 管理者の氏名	電話番号 (郵便番号)	FAX番号 職名	電話番号 (郵便番号)	FAX番号 職名	電話番号 (郵便番号)	FAX番号 職名
管理者の住所		都道府県 一)		都道府県 一)		都道府県 一)	

(裏面有り)

障害児通所・入所給付費の算定に係る体制等状況一覧表

宿泊サービス	契約による指定の実態 (※1)	定員総額 (※2)	施設等区分	主たる障害種別	その他該当する体制等										適用開始日	
					その他該当する体制等											
各サービス共通					地区区分	11. 一部地	12. 二級地	13. 三級地	14. 四級地	15. 五級地						
					1. 障害児等支給区分	1. 申請当	2. 1	3. 8								
					2. 先導障害者等記録	1. なし	2. あり									
					3. 費用超過	1. なし	2. あり									
					4. 哀れん	1. なし	2. あり									
					5. 痴呆児等支給責任者登録	1. なし	2. あり									
					6. 施設施設区分	1. なし	2. あり									
					7. 施設施設区分(※3)	1. 4時間未満	2. 4時間以上6時間未満									
					8. 自己評価結果等記録	1. なし	2. あり									
					9. 先導障害者等支給区分別(Ⅰ)	1. GL	2. 室内障害者(障害福祉士等)	3. 室外障害者等	4. その他障害者							
					10. 先導障害者等支給区分別(Ⅱ)	1. GL	2. 室内障害者(障害福祉士等)	3. 室外障害者等	4. その他障害者							
					11. 個別支援体制	1. なし	2. あり									
					12. 管理員加配体制(登録)	1. なし	2. あり									
					13. 有効専門員記録	1. GL	2. 3. 8	4. 臨	5. 1							
					14. 有効記録体制(※4)	1. なし	2. その他の登録士	3. 管理員登録士	4. 実務管理登録士							
					15. 特別支援体制	1. なし	2. あり									
					16. 強度的施設等記録	1. なし	2. あり									
					17. 送迎体制	1. なし	2. あり									
					18. 送迎体制(登録)	1. なし	2. あり									
					19. 施設運営体制	1. なし	2. あり									
					20. 施設運営体制(登録)	1. なし	2. あり									
					21. 管理員加配体制(登録)	1. なし	2. あり									
					22. キャリアバス区分(※5)	1. 由【キャリアバス登録(1又は2)及び障害福祉施設登録のいずれも新た】 2. 由【キャリアバス登録及び障害福祉施設登録のいずれも新た】 3. 由【障害福祉施設登録を新た】 4. 由【障害福祉施設登録を新た】 5. 由【キャリアバス登録(1及び2)及び障害福祉施設登録のいずれも新た】 6. 由【キャリアバス登録(1及び2及び3)及び障害福祉施設登録のいずれも新た】										
					23. 特定管理制度別適用区分	1. 非認定	2. 認定									
					24. 先導型サービス実績区分	1. 非認定	2. 認定									
					25. 先導型サービス実績化(※6)	1. 非認定	2. 1	3. 8	4. 臨							
					26. 地域生活支援会員登録	1. 非認定	2. 認定									

障害児通所・入所給付費の算定に係る体制等状況一覧表

宿泊サービス	契約による指定の実態 (※1)	定員総額 (※2)	施設等区分	主たる障害種別	その他該当する体制等										適用開始日	
					その他該当する体制等											
障害性 対応型支援会員登録					定員超過	1. なし	2. あり									
					1. 障害児等記録	1. なし	2. あり									
					2. 施設等記録	1. 4時間未満	2. 4時間以上6時間未満									
					3. 施設等門前員記録	1. なし	3. 8	4. 臨	5. 1							
					4. 特別支援体制	1. なし	2. あり									
					5. 送迎体制(登録)	1. なし	2. あり									
					6. 会員登録	1. なし	3. 1	4. 臨								
					7. 施設運営体制	1. GL	2. あり									
					8. 先導型員員員登録	1. なし	2. あり									
					9. 施設運営体制(登録)	1. GL	2. あり									
					10. キャリアバス区分(※5)	1. 由【キャリアバス登録(1又は2)及び障害福祉施設登録のいずれも新た】 2. 由【キャリアバス登録及び障害福祉施設登録のいずれも新た】 3. 由【障害福祉施設登録を新た】 4. 由【障害福祉施設登録を新た】 5. 由【キャリアバス登録(1及び2)及び障害福祉施設登録のいずれも新た】 6. 由【キャリアバス登録(1及び2及び3)及び障害福祉施設登録のいずれも新た】										
					11. 経営者等登録	1. 非認定	2. 認定									
					12. 経営者等登録	1. 非認定	2. 認定									

障害児通所・入所給付費の算定に係る体制等状況一覧表

施設サービス	特別による指定の有無 (※1)	定員規格 (※2)	施設区分	主たる障害種別	その他の該当する体制等					適用開始日		
					障害児扶養等区分	1. 非該当	2. 区分1の1	3. 区分1の2	4. 区分2の1			
施設サービス					児童癡呆症等記載	1. なし	2. あり					
					定員超過	1. なし	2. あり					
					施設区分記載	1. なし	2. あり					
					障害児扶養等区分(※3)	1. 4時間未満	2. 4時間以上6時間未満					
					職員自欠勤	1. なし	2. あり					
					児童癡呆症等記載責任者又は	1. なし	2. あり					
					自己障害児等看護公職選挙	1. なし	2. あり					
					児童指導員等記録(1)	1. なし	2. 専門職員(理学療法士等)	3. 安全指導員等	4. その他管轄事務			
					児童指導員等記録(2)	1. なし	2. 専門職員(理学療法士等)	3. 安全指導員等	4. その他管轄事務			
					施設員登録登録制	1. なし	2. 1. 3. B. 4. C.					
					施設員登録登録制(季度)	1. なし	2. 1. 3. B.					
					施設員登録登録制等	1. なし	3. E. 4. D. 5. I.					
					特別支援制度	1. なし	2. あり					
					重度行動障害加重要定期	1. なし	2. あり					
					重度体格(重度)	1. なし	2. あり					
					長資支援体制	1. なし	2. あり					
					福祉・介護職員就労改善助成対象	1. なし	2. あり					
					福祉・介護職員就労改善助成対象	1. なし	2. あり					
					キャリアパス区分(※5)	1. ■(キャリアパス登録(1又は2)及び職場環境等要件のいずれも満たす) 2. V(キャリアパス登録及び職場環境等要件のいずれも満たさない) 3. △(キャリアパス登録を満たさない) 4. ♪(職場環境等要件を満たさない) 5. E(キャリアパス登録(1及び2)及び職場環境等要件のいずれも満たす) 6. I(キャリアパス登録(1及び2及び3)及び職場環境等要件のいずれも満たす)						
					施設管理制度適用区分	1. 非該当	2. 該当					
					共生型サービス対象区分	1. 非該当	2. 該当					
					共生型サービス強化(※6)	1. 非該当	2. 1. 3. E. 4. D.					
					施設生活支援拠点等	1. 非該当	2. 該当					
					施設支援員特別体制	1. なし	2. あり					
					児童癡呆症等記載責任者又は	1. なし	2. あり					
					福祉・介護職員就労改善助成対象	1. なし	2. あり					
					キャリアパス区分(※5)	1. ■(キャリアパス登録(1又は2)及び職場環境等要件のいずれも満たす) 2. V(キャリアパス登録及び職場環境等要件のいずれも満たさない) 3. △(キャリアパス登録を満たさない) 4. ♪(職場環境等要件を満たさない) 5. E(キャリアパス登録(1及び2)及び職場環境等要件のいずれも満たす) 6. I(キャリアパス登録(1及び2及び3)及び職場環境等要件のいずれも満たす)						
					指定管理者制度適用区分	1. 非該当	2. 該当					
					施設生活支援拠点等	1. 非該当	2. 該当					
					キャリアパス区分(※5)	1. ■(キャリアパス登録(1又は2)及び職場環境等要件のいずれも満たす) 2. V(キャリアパス登録及び職場環境等要件のいずれも満たさない) 3. △(キャリアパス登録を満たさない) 4. ♪(職場環境等要件を満たさない) 5. E(キャリアパス登録(1及び2)及び職場環境等要件のいずれも満たす) 6. I(キャリアパス登録(1及び2及び3)及び職場環境等要件のいずれも満たす)						

障害児通所・入所給付費の算定に係る体制等状況一覧表

施設サービス	特別による指定の有無 (※1)	定員規格 (※2)	施設区分	主たる障害種別	その他の該当する体制等					適用開始日		
					訪問支援員特別体制	1. なし	2. あり	3. 非該当	4. 該当			
施設的弱視 光覚癡呆症等					児童癡呆症等記載責任者又は	1. なし	2. あり					
					福祉・介護職員就労改善助成対象	1. なし	2. あり					
					花咲・介護職員就労改善助成対象	1. なし	2. あり					
					キャリアパス区分(※5)	1. ■(キャリアパス登録(1又は2)及び職場環境等要件のいずれも満たす) 2. V(キャリアパス登録及び職場環境等要件のいずれも満たさない) 3. △(キャリアパス登録を満たさない) 4. ♪(職場環境等要件を満たさない) 5. E(キャリアパス登録(1及び2)及び職場環境等要件のいずれも満たす) 6. I(キャリアパス登録(1及び2及び3)及び職場環境等要件のいずれも満たす)						
					指定管理者制度適用区分	1. 非該当	2. 該当					
					施設生活支援拠点等	1. 非該当	2. 該当					
					キャリアパス区分(※5)	1. ■(キャリアパス登録(1又は2)及び職場環境等要件のいずれも満たす) 2. V(キャリアパス登録及び職場環境等要件のいずれも満たさない) 3. △(キャリアパス登録を満たさない) 4. ♪(職場環境等要件を満たさない) 5. E(キャリアパス登録(1及び2)及び職場環境等要件のいずれも満たす) 6. I(キャリアパス登録(1及び2及び3)及び職場環境等要件のいずれも満たす)						
					施設管理制度適用区分	1. 非該当	2. 該当					
					施設生活支援拠点等	1. 非該当	2. 該当					
					キャリアパス区分(※5)	1. ■(キャリアパス登録(1又は2)及び職場環境等要件のいずれも満たす) 2. V(キャリアパス登録及び職場環境等要件のいずれも満たさない) 3. △(キャリアパス登録を満たさない) 4. ♪(職場環境等要件を満たさない) 5. E(キャリアパス登録(1及び2)及び職場環境等要件のいずれも満たす) 6. I(キャリアパス登録(1及び2及び3)及び職場環境等要件のいずれも満たす)						
					施設管理制度適用区分	1. 非該当	2. 該当					
					施設生活支援拠点等	1. 非該当	2. 該当					
					キャリアパス区分(※5)	1. ■(キャリアパス登録(1又は2)及び職場環境等要件のいずれも満たす) 2. V(キャリアパス登録及び職場環境等要件のいずれも満たさない) 3. △(キャリアパス登録を満たさない) 4. ♪(職場環境等要件を満たさない) 5. E(キャリアパス登録(1及び2)及び職場環境等要件のいずれも満たす) 6. I(キャリアパス登録(1及び2及び3)及び職場環境等要件のいずれも満たす)						
					施設管理制度適用区分	1. 非該当	2. 該当					
					施設生活支援拠点等	1. 非該当	2. 該当					

障害児通所・入所給付費の算定に係る体制等状況一覧表

各款サービス	特例による指定 の項目 (※1)	定員規模 (※2)	障害区分	またる障害別	その他該当する体制等		適用範囲
					1. なし	2. あり	
医療専門者見入所施設	1. 新規認証者見入所施設 2. 独立支援部医療施設				医療契約認証児童看護施設（※7） 医療不自由児童多癡疾患施設（※7） 児童施設 障害者支援施設	1. なし 2. あり 1. なし 2. あり 1. なし 2. あり	
					心療指導員配置体制（※8） 自選制選択制（1） 選任制選択制（2） 施設内職員配置等 保育職員配置 小規模グループケア体制 認定・会員登録料過払額割引対象 福祉・介護施設認証料割引対象	1. なし 2. なし 3. なし 4. あり 5. なし 6. なし 7. あり 1. なし 2. あり 1. なし 2. あり 1. なし 2. あり 1. なし 2. あり	
障害児相談支援	医療児相談支援				キャリアバス区分（※5） 指定管理者制度適用区分 地域支援拠点等	1. は（キャリアバス要件（1～6は）及び施設運営要件のいずれも満たす） 2. V（キャリアバス要件及び施設運営要件のいずれも満たさない） 3. N（キャリアバス要件を満たさない） 4. W（施設運営要件を満たさない） 5. B（キャリアバス要件（1～6は）及び施設運営要件のいずれも満たす） 6. J（キャリアバス要件（1～6は）及び施設運営要件のいずれも満たす） 1. 非認定 2. 認定	
					障害児相談専門所 行動障害児相談専門所 精神疾患児相談専門所 精神障害児相談専門所 精神疾患児相談専門施設	1. なし 2. なし 3. なし 4. なし 5. なし 6. なし 7. あり 1. なし 2. あり 1. なし 2. あり 1. なし 2. あり	

* 1 18歳以上の障害児施設入所者への対応として、児童福祉法に基づく指定基準を満たすこととあって、障害者総合支援法に基づく指定基準を満たしているものとみなす特例措置の有無を設定する。

* 2 「定員規模」欄には、定員数を記入すること。

* 3 「訪所時間減算区分」欄は、訪所時間算算が「2. あり」の場合に設定する。

* 4 施業士配置加算（1）については「3. 特定施業士または4. 常勤管理実業士」を選択する。

施業士配置加算（2）については「2. その他の施業士」を選択する。

施業マネジメント加算については、「4. 常勤管理実業士」を選択する。

* 5 「キャリアバス区分」欄は、福祉・介護職員処遇改善加算対象が「2. あり」で設定されていた場合に設定する。

* 6 「共生型サービス区分」欄が「2. 養老」の場合に設定する。

* 7 「重度知的障害児収容施設」及び「肢体不自由児童認定制度」は、「厚生労働大臣が定める施設基準」の要件を満たすこと。

* 8 「心理担当職員配置体制」欄の「3. II」は、記載した心理指導専門職員が公認心理師の資格を有している場合に設定する。

加算等について体制の届出が必要なサービス一覧

別記第3号様式

		サービス種別									
		届出者 所 在 地					届出者 名 称				
		代表者 氏名					印				
必要 様 式		医 療 儿 (通所・入所) 給付費算定に係る体制等に関する届出書	様式第5号	○	○	○	○	○	○	○	○
共 通	健診児通所・入所給付費の算定に係る体制等一覧表	別紙	○	○	○	○	○	○	○	○	○
従事者の勤務体制及び勤務形態一覧表	参考様式1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
実務経験証明書	参考様式2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
福祉・介護職員処遇改善加算対象 改 築	事務処理手順 様式例の とおり	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
福祉・介護職員処遇改善特別加算対象	別紙1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
原資格導導員等配置加算及び指導員加算に係る届出書	別紙2	○	-	○	-	-	-	-	-	-	-
原資格導導員等配置加算及び指導員マネジメント加算に係る届出書	別紙3	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-
栄養士配置加算及び栄養マネジメント加算に係る届出書	別紙4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
心理担当職員配置加算に係る届出書	別紙5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
強度行動障害児特別支援加算に係る届出書	参考様式2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
職業指導員配置体制加算に係る届出書	別紙6	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
特別支援加算体制届出書	別紙7	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
法規加算に係る届出書(重症心身障害児)	別紙8	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
延長支援加算体制届出書	別紙9	-	-	○	○	○	○	○	○	○	○
訪問支援員特別加算体制届出書	別紙10	-	-	-	-	○	○	○	○	○	○
重度障害児支援加算に係る届出書	別紙11	-	-	-	-	-	○	○	○	○	○
小規模グループアセスメント体制届出書	別紙12	○	-	○	-	-	-	-	-	-	-
看護職員加算加算に係る届出書	別紙13	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
看護職員配置加算に係る届出書	別紙14	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
児童指導員配置加算に係る届出書	別紙15	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-
保育職員配置加算に係る届出書	別紙16	○	-	○	-	-	-	-	-	-	-
強度行動障害児特別支援加算届出書	別紙17	○	-	○	-	-	-	-	-	-	-
共生型サービス体制強化加算に係る届出書	別紙18	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-
報酬算定期区分に係る届出書	別紙19	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-
報酬算定期区分に係る届出書											

備考

- 1 「再開・休止」のいづれかに○を付してください。
- 2 事業の再開に係る届出であって、当該事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態が休止前と異なる場合には、勤務体制及び勤務形態を記載した書類を添付してください。
- 3 再開したときは、10日以内に届け出してください。
- 4 庁止又は休止しようとするときは、廃止又は休止の日の1日前までに届け出してください。

指定障害児通所支援事業者・指定障害児入所施設の指定更新について

(5) 申請書類

京都府健康福祉部障害者支援課

児童福祉法の規定により、指定事業者等は6年ごとに指定の更新を受ける必要があります。
つきましては、京都府の更新手続きについて、下記のとおりお知らせします。

記

(1) 対象となる事業者等

児童福祉法に基づく次の指定事業所等

① 指定障害児通所支援事業者

(児童免達支援、医療型児童免達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、
居宅訪問型児童免達支援 (H30.4 新設サービス))

② 指定障害児入所施設 (福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設)

※ 指定障害児相談支援事業者 (障害児相談支援) の指定更新については、事業所
所在地の市町村にご確認ください。

(2) 更新手続き

原則、指定の有効期間満了日の2ヶ月前の該当月中において、更新申請の受付を行
います。

例) 平成24年6月1日指定 (平成30年5月31日指定期間満了) の場合

更新申請の受付期間は平成30年3月に手続

ただし、指定日が平成24年4月1日 (平成30年3月31日指定期間満了) の事
業所等については、平成30年3月15日までに申請を行ってください。

(3) 申請窓口

(別添「事業者指定等の受付窓口」を参照ください)

指定障害児通所支援事業者：管轄する保健所福祉室

指定障害児入所施設設置者：京都府健康福祉部障害者支援課

(4) 申請方法

指定更新に必要な書類を事業所所在地を所管する保健所に郵送してください。(た
だし、収受印を押した空えが必要な場合は、申請書類のコピー及び返信用切手付の
返信用封筒を同封してください。) また、封筒には、「指定更新申請書在中」と明記
してください。

- ①指定更新に係る添付書類一覧
- ②指定(更新)申請書 (様式第1号)
- ③事業所の指定更新に係る記載事項 (付表1~8) ※
- ④付表の添付書類※

一添付書のうち必ず提出願う書類

- ・誓約書 (参考様式6)
- ・役員名簿 (参考様式6別紙)

⑤適正なサービス提供の確認資料※

- ・実地指導の結果通知及び改善報告書の写し(直近のもの)
- ・第三者評価を受診している場合はその結果通知等の写し又は申込書

(3年度以内に受診したものすべてを添付)

⑥介護給付費等算定に加算体制等に関する請求出書※

※③: 多機能型については、各付表と付表6を併せて提出すること。

※④: 付表の添付書類(誓約書及び役員名簿を除く)については、現在届け出ている内容に変更
がない場合は不要とします。

: 誓約書及び役員名簿の添付は、同時に複数のサービスの申請を行う場合(指定満了日が同一
の場合)については1冊で構わない。

: 同一法人において役員名簿を既に提出しており変更がない場合には、既に提出している名
簿の写しを添付しても構わない。(原本の提出日及び添付した事業所名を明記のうえ余白に
原本証明をすること。)

※⑤: 「第三者評価」とは京都介護・福祉サービス第三者評価支援機構実施のもの。

※⑥: 添付書類については、現在届け出ている内容に変更がない場合は不要。

(6) 更新申請に当たっての注意事項

- ・同じ事業所番号の事業所でも、指定満了日ごとに更新申請書の作成が必要です。
- ・有効期間満了日までに申請がないと、更新指定は受けられません。
- ・以下に該当する事業者は指定更新を受けられません。

ア) 指定障害児通所支援事業者又は指定障害児入所施設設置者の更新の欠格要件に
該当する事業者

イ) 京都府からの改善勧告に従わず、公表された事業者
ウ) 改善命令及び停止処分を受けた事業者。ただし指定更新時点までに改善がなさ
れ、その後適正な運営が図られている事業者については、この限りではありません。

